

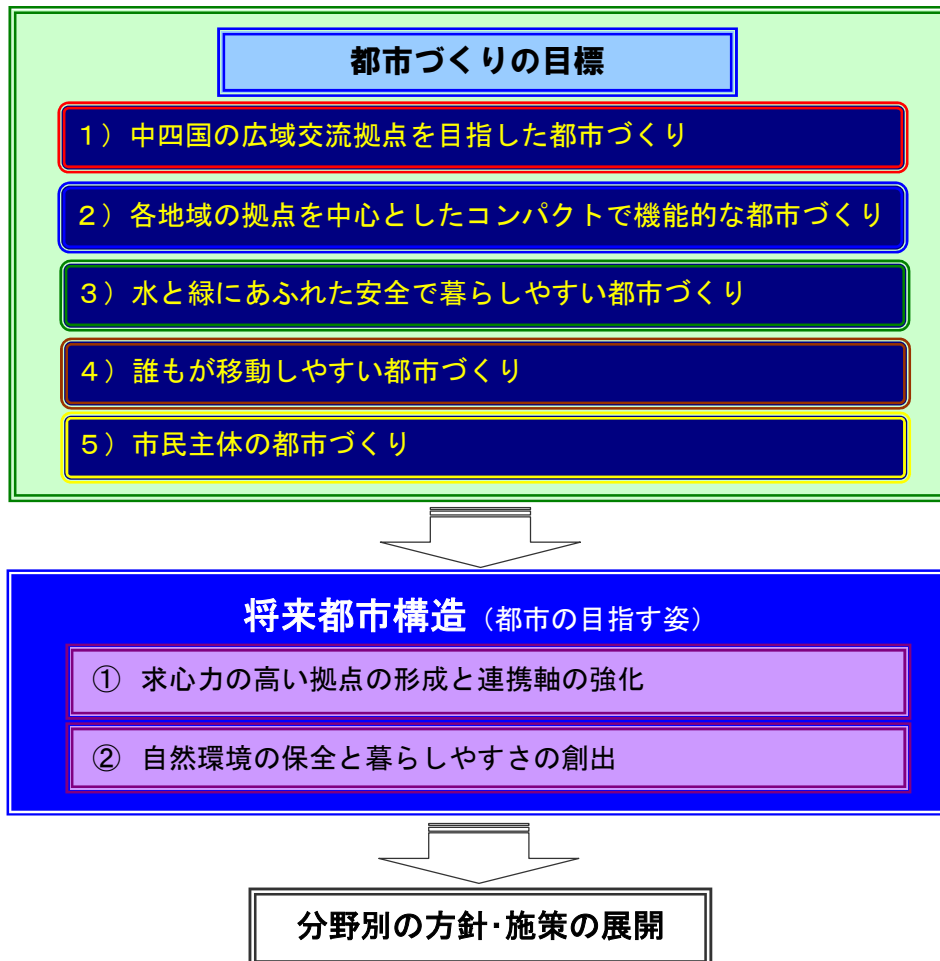
第4章 全体構想

1. 将来都市構造

第3章で示した都市づくりの目標を踏まえ、都市全体の目指すべき姿である「将来都市構造」を示します。

本マスタープランにおける将来都市構造は、都市づくりの目標の内容に沿って「求心力の高い拠点の形成と連携軸の強化」、「自然環境の保全と暮らしやすさの創出」を方針とし、都市の拠点や主要な動線となる軸、主な土地利用などについて、都市の骨格的な姿を表現します。

また、この将来都市構造に基づき、土地利用や交通施設など、分野別の方針・施策を展開していきます。



～ Column ～

【都市構造とは】

マスタープランにおいて都市構造は、都市の中で諸機能が集積し中心的な役割を果たす「拠点」、都市の主要な動線であり諸機能が集積することも多い「軸」、その他「主な土地利用」などを示すことにより、都市の骨格的な姿を表現するものとなります。

1) 求心力の高い拠点の形成と連携軸の強化

市民の様々な生活行動に応じて、都心を始め都市機能の集積を図る拠点を位置けるとともに、拠点間を連携する軸については、公共交通を中心に移動ができるよう、公共交通機関の利便性の向上と道路整備を推進し、市民生活を支える拠点ネットワーク型の都市構造を構築します。

また、都市の豊かさを支える産業拠点と地理的優位性を活かした物流拠点を位置付け、これらの拠点を結び、物資が円滑に流動する軸として物流軸を配置します。

(1) 各拠点の機能・役割とその配置

① 都心拠点

岡山駅周辺地区、表町地区を中心に広域商業機能、コンベンション機能や業務機能の集積を図るとともに、居住、医療、福祉機能の集積、岡山城・後樂園、烏城公園等のカルチャーゾーン、西川緑道公園等を核に魅力と風格を備えた空間の形成等により、市民に高次都市機能を提供する拠点として、広域交流の拠点として、また、岡山を発信する拠点として機能強化を図ります。

② 市民生活を支える拠点

合併等の歴史的経緯や都市機能の集積状況、都心部へのアクセス性、既存都市基盤の活用といった観点から、周辺各地域において、一定の広がりを持つ地域の中心で、かつ、交通の中心となっている地域拠点と、日常生活の拠りどころとなっている生活拠点を位置づけます。

【地域拠点】

各種の商業施設、一定規模を有する医療施設や郵便局、金融機関の支店など、周辺各地域の拠点として必要な都市的サービス機能の充実を図ります。

【生活拠点】

日常的な買い物、医院、診療所等の一次診療や郵便局、ATM など、生活圏域に居住する地域住民の日常生活を支える生活サービス機能の充実を図ります。

③ 産業拠点

流通センターや新産業ゾーンなど、物流軸に沿った広域交通体系へのアクセス性の高い地区において産業拠点を位置付け、本市の活力の源泉となる製造業等の企業の集積を図ります。

④ 物流拠点

物流軸に沿った広域交通体系へのアクセス性、産業拠点とのアクセス性等を勘案しつつ、岡山空港、岡山港やトラックターミナルなどの物流拠点を位置付けます。

(2) 連携軸の設定

① 広域都市連携軸

岡山空港から離発着する各路線や、関西・九州方面の東西方向、山陰・四国方面の南北方向の高速道路網、県内外の都市と結ぶ道路や山陽新幹線等を広域都市連携軸とし、中四国の広域交流拠点都市として、更なる機能強化を進めます。

② 拠点地区連携軸

各地域拠点、生活拠点等と都心を連絡する連携軸を拠点地区連携軸とし、連携軸上の幹線道路の整備に加え、パークアンドライド施設の整備や公共交通のサービス水準の向上など、主として公共交通により各拠点を機能的に連携する軸線を強化します。

③都市環状軸

都心へ流出入する通過交通などを適切に分散・誘導し、渋滞緩和を図ることを目的とする環状道路（内、中、外の3環状線）を都市環状軸とし、整備を促進します。

④物流軸

中四国の広域交流拠点都市として経済力を高めるため、産業拠点及び物流拠点を結び、物資が円滑に流動する軸を物流軸とし、機能強化を図ります。

●連携軸と対象路線●

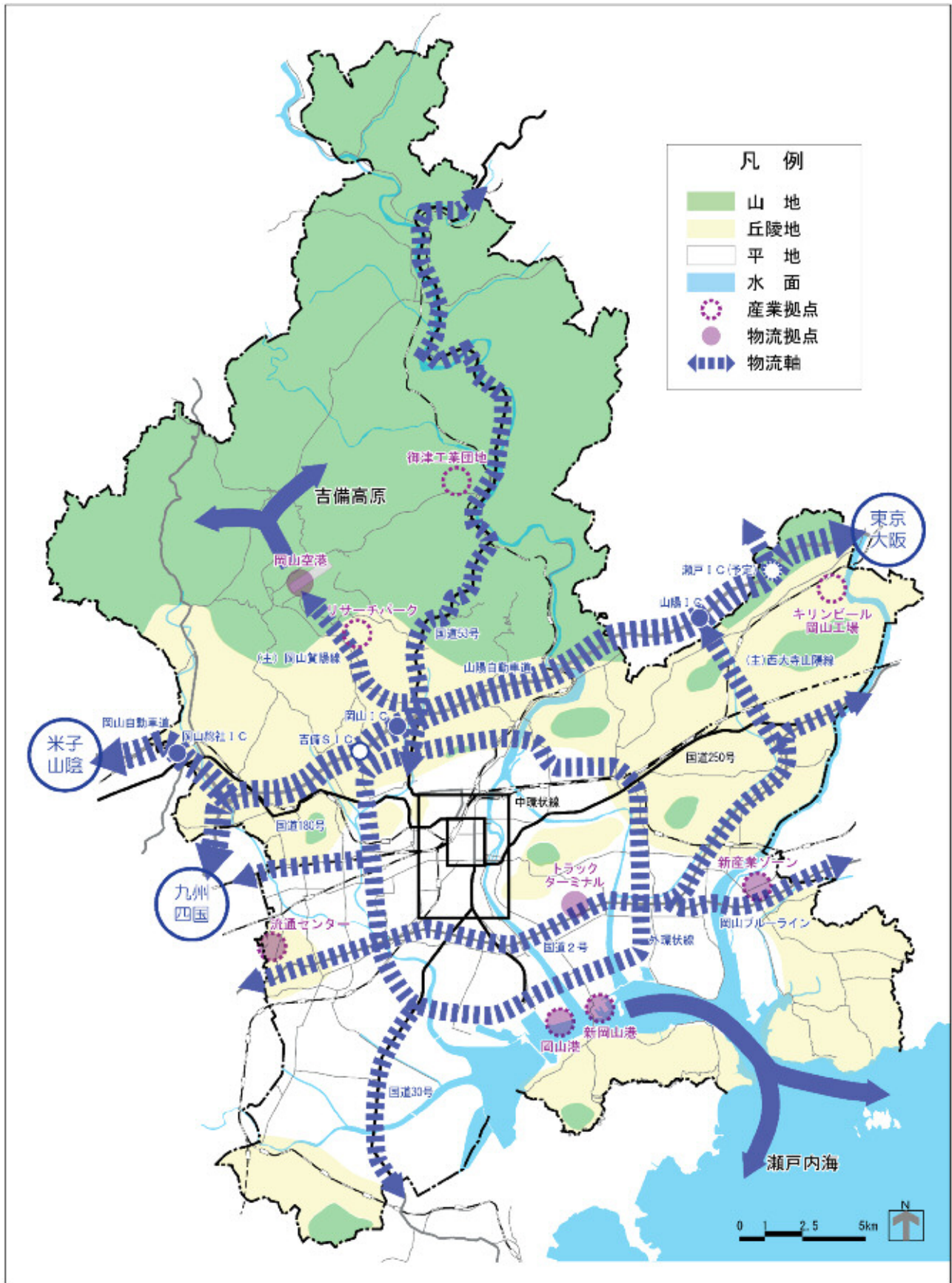
連 携 軸	路 線 名
広域都市連携軸	山陽新幹線、J R 山陽本線、J R 瀬戸大橋線 山陽自動車道、岡山自動車道、美作岡山道路、空港津山道路 (都)新岡山国道1号線 ^{注)} 、(都)国道30号線、(都)岡山国道53号線、国道53号、 国道180号、(主)西大寺山陽線、(都)富本町三田線、(都)岡山山陽線、 (主)岡山児島線 等
拠点地区連携軸	(御津・建部方面連携軸) J R 津山線、(都)岡山国道53号線、国道53号 等 (三野・牟佐方面連携軸) J R 津山線、(都)岡山山陽線 等 (東岡山・瀬戸方面連携軸) J R 山陽本線、(都)久米東岡山線、国道250号、(主)西大寺山陽線 等 (西大寺方面連携軸) J R 赤穂線、(都)平井神崎線、(都)新岡山国道1号線 ^{注)} 、(主)岡山牛窓線 等 (岡南方面連携軸) (都)福浜線、(都)洲崎築港栄町線、(都)岡山港線 等 (妹尾・灘崎方面連携軸) J R 瀬戸大橋線、J R 宇野線、(都)国道30号線、(主)岡山児島線 等 (庭瀬・西部新拠点方面連携軸) J R 山陽本線、(都)富本町三田線、(都)久米東岡山線、(一)岡山倉敷線 等 (一宮・高松・足守方面連携軸) J R 吉備線、(都)岡山国道180号線、(都)矢坂万成線、国道180号、国道429号、 (都)一宮久米線 等 (津高方面連携軸) (都)岡山国道53号線、(都)米倉津島線、(都)津山街道線、(主)岡山賀陽線 等
都市環状軸	(外環状道路) (都)竹田升田線、(都)岡南線、(都)岡山外環状南線、(都)福田一宮線 等 (中環状道路) (都)下中野平井線、(都)旭東三幡線、(都)久米東岡山線、(都)万成国富線、 (都)米倉津島線
物流軸	山陽自動車道、岡山自動車道、美作岡山道路、空港津山道路、 (都)新岡山国道1号線 ^{注)} 、(都)竹田升田線、(都)岡南線、(都)岡山外環状南線、 (都)福田一宮線、(都)岡山国道53号線、国道53号、(主)岡山賀陽線、 (都)国道30号線、(一)寒河本庄岡山線(岡山ブルーライン)、(主)西大寺山陽線、 (都)富本町三田線、(都)岡山国道180号線 等

※(都): 都市計画道路 (主): 主要地方道 (一): 一般県道の略、注): 国道2号

◆将来都市構造図



◆将来都市構造図（産業拠点と物流軸）



2)自然環境の保全と暮らしやすさの創出

(1)おかやまガーデンリング

「おかやまガーデンリング」とは、市街地を取り巻くように残されている周辺4山（操山、半田山、京山、矢坂山）、近郊5山（芥子山、龍ノ口山、笠井山、吉備の中山、貝殻山）などの山林・丘陵地、市域を南北に貫流し、防災機能とともに、環境と景観の保全、レクリエーション機能を有する旭川、吉井川などの河川、干拓地に広がる優良農地と用水路などを都市近郊緑地として保全し、ネットワーク化することにより動植物の生息・生育環境を高め、都市空間の骨格となる緑のリングを形成しようとするものです。

その意義は下記のとおりであり、岡山の自然を特徴づける骨格とします。

- ・市街地の拡大を抑制する緑の防波堤となる
- ・地球環境保全に貢献する
(生態系の保全、CO₂吸収源の確保、ヒートアイランド現象の緩和)
- ・都市防災性の向上（水源涵養、洪水調整機能、避難地）
- ・都市生活の快適性を高める（身近な自然としての利用効果及び存在効果）
- ・保全と利用を通じて、市民が参加するまちづくりを進める

おかやまガーデンリングは基本的に維持・保全すべきものとし、その内部にある宅地や農地について秩序ある土地利用を図ります。

■操山（周辺4山）と百間川



■芥子山（近郊5山）



■児島半島の山並み



■県内三大河川の一つである吉井川



(2) ガーデンリングの構成要素と保全・活用の方針

市街地近郊の緑地は現在も開発圧力にさらされています。これを保全し活用していくためには、多くの地権者の協力と市民の合意が不可欠であり、自然環境の保全と緑のボリュームアップなどの活動を通じて市民、事業者、行政による協働の取り組みを進める必要があります。

里山系

市街地に近接する周辺4山、近郊5山などの里山は、岡山の豊かな自然を感じさせる緑のシンボルであり、また動植物の生息地として、今後とも風致地区等の法制度や自然観察会の開催、自然に関する学習プログラム等の整備など、自然とのふれあいを通じて保全と活用を図ります。

農園系

市街地南部の干拓地は全国有数の生産性を誇る大規模農地であるだけでなく、洪水氾濫時における保水機能も有しており、農地の多面的な機能を維持するため、今後とも農地法等の法制度により、優良農地の保全を図ります。

加えて、牧山ラインガルテンや岡山市サウスヴィレッジ等の農業関連施設を身近な社会教育・レクリエーションの場として活用するなど、市民が「農」との関わりを持ちながら保全と利用を進めます。

■岡山市サウスヴィレッジ



公園緑地系

ガーデンリング内に設置する公園は、緑の拠点として生態系や環境にも配慮した整備を図ります。

また、緑のボリュームアップによる道路等の公共施設の緑化と一体となり、都市内の緑のネットワークの形成を図るとともに、災害時には避難地として、その機能を十分に発揮できるよう、官民協働による適切な維持管理を行います。

河川等水系

旭川、吉井川、百間川などの河川及び湖沼を、広大なオープンスペースを有する都市緑地と位置づけ、親水空間・レクリエーション空間として保全と活用を図ります。

また、水棲動植物の貴重な生息空間として保全を図ります。

2.都市計画において取り組むべき重点事項

将来都市構造において示した都市の骨格的な姿を踏まえ、本マスタープランにおいて、土地利用などの分野別方針を定める上で考え方のベースとなる、都市計画において取り組むべき重点事項と取組方針を整理します。

【重点事項1】中四国の広域拠点にふさわしい都心の拠点性向上

第2章において分析したとおり、都心においては、近年、人口については持ち直しの兆しが見られるものの、商業、業務など、各種の都市機能については相対的に拠点性を喪失しつつある状況が続いています。

こうした状況の中で都心の再生を図ることは容易なことではありませんが、各種の都市機能を惹きつけるブランド力と吸引力を有し、その集積により中四国の広域交流拠点として機能する都心の実現を目指します。

<視点>

⇒総合行政組織である政令市としての強みを活かし、業務集積地、商業集積地としての吸引力、利便性や、居住地・生活地としての利便性、快適性、都市の風格やブランド力など、都心の水準を総合的に高めていく取組が必要。

⇒各種都市機能の受け皿を整備するとともに、建築ストックの老朽化等が進行する都心の防災性等を向上する観点から、既存都市基盤の長寿命化や耐震化に加え、建築ストックの不燃化と耐震化を促進する取組が必要。

取組方針1. 都心部の魅力・賑わい創出に向けた総合的な取組の推進

中心市街地活性化基本計画に即し、交通環境の改善等による利便性の向上、緑化施策や景観形成による都市の風格の向上や、良質な住宅の供給と合わせた買物、医療、福祉等の立地誘導等による生活利便機能の向上など、都市政策、商業政策、福祉政策、住宅政策等の各種施策を、分野横断的かつ一体的に取り組む体制と仕組みを構築し、各種都市機能の集積を総合的に推進します。

この際、都心における貴重な緑の軸であるとともに、賑わいの軸としての役割も期待される西川緑道公園沿線地区においては、緑道公園を舞台としたイベントの定期化により賑わいを演出するとともに、歩行者を優先した道路整備を推進することにより、回遊性、賑わいのある空間形成を推進します。

取組方針2. 再開発支援制度等の充実による市街地更新の促進

都市の魅力、にぎわい、風格の向上に資する優良な再開発事業に対する支援制度の充実を図るとともに、必要性に応じて、小規模な土地区画整理事業等を活用し、細分化された街区の再編を誘導するなど、市街地の更新を促進します。

【重点事項2】周辺各地域における持続的な地域構造の形成

周辺各地域においては、各地域の拠点を中心に緩やかに人口や生活サービス機能の集積を進めるとともに、都心との連携など、各拠点間を連携する都市軸の強化を図ること等により、日常生活サービスの享受が可能で安心して生活できる持続的な周辺地域の実現を目指します。

<視点>

⇒各地域において、地域住民が魅力と愛着を感じる拠点を形成するためには、地域が主体となって市街地環境の改善を進める取組が必要であるとともに、特に公共交通が存在しない地区等においては、各地域の拠点への移動手段の確保等の対応も必要。

⇒都心周辺部において渋滞が顕著な中で、都市軸の強化を図るためには、道路整備に加え、公共交通への転換の促進など、交通政策と連携した取組が必要。

取組方針3. 地域拠点等を中心とした周辺各地域における生活環境の改善

周辺各地域の中心となる地域拠点の市街地環境の改善と生活サービスの集積を図るため、地区計画ガイドラインの整備など、地区計画策定支援を充実すること等により、地区計画等の策定と、当該地区計画に基づくまちづくりを促進します。

公共交通空白地区等の公共交通不便地域において、買い物弱者への対応も含め、生活交通の確保に向けた地域の主体的な取組を支援すること等により、周辺各地域内から地域拠点への移動利便性の向上を推進します。

取組方針4. 公共交通の利便性向上等による連携軸の強化

都心やその周辺部の交通渋滞を緩和し、都市の骨格となる環状道路、放射状道路などの幹線道路の整備を推進するとともに、パークアンドバスライド施設の充実、吉備線LRT化等、公共交通の利便性を向上する施策を推進することにより、都心と地域拠点を結ぶ連携軸を強化します。

【重点事項3】市街化調整区域における秩序ある土地利用コントロールの実現

今後、高齢化がさらに進展し、長期的にみて人口減少が不可避な中、本市を筋肉質で持続的な都市構造とするためには、コンパクトな市街地構造を目指していくことが不可欠であり、市街化調整区域における無秩序な開発は厳に抑制することが必要です。

他方、市街化調整区域であっても、古くから地域の中心的な集落として役割を果たしてきた集落や、道路等の都市基盤が未熟で居住環境の望ましくない住宅地等においては、地域活力の維持や生活環境の改善等を図る観点から、地域の主体的なまちづくり等の取組に対し、一定の対応が必要な場合があります。

また、産業が集積した活力ある岡山を目指す観点から、工場等の立地について、市街化区域における立地促進が基本となりますが、市街化調整区域においても農業や農地・農業用施設の持つ遊水機能の低下など、周辺環境への影響等を総合的に勘案しつつ一定の対応を図ることも求められています。

こうした諸点を踏まえ、優良農地など保全すべき地域は的確に保全する一方、改善すべき地域では地域主導の計画的な土地利用を誘導するなど、市街化調整区域におけるバランスの取れた秩序ある土地利用の実現を目指します。

取組方針5. 開発許可制度の的確な運用による無秩序な市街化の抑制

「市街化を抑制すべき」とする市街化調整区域の基本的性格に照らし、また、コンパクトな市街地を目指す都市づくりの目標を実現する観点から、開発許可制度の運用を見直すこと等により、市街化調整区域における無秩序な市街化の抑制を図ります。

この際、既存中心集落や、公共交通の主軸となるべき連携軸沿線における生活環境の改善等、一定の土地利用が必要な場合に対する対応として、市街化調整区域における地区計画制度の運用指針を策定するなど、土地利用方針の明確化を図ります。

取組方針6. 周辺環境等と調和のとれた企業立地への対応

農業政策との整合性、農地・農業用施設の持つ遊水機能の低下など周辺環境への配慮、高速道路網や空港・港湾などの広域交通体系との整合性等の観点から、工業、物流系の土地利用にかかる地区計画適用の対象となるべき地域や規模、並びに地区計画の計画水準等、工業、物流系土地利用にかかる地区計画制度の運用指針を策定すること等により、周辺環境と調和のとれた企業立地への適切な対応を図ります。

【重点事項4】水と緑に囲まれ緑にあふれた都市空間の形成

本市は市街地を取り巻くように山林や河川、田園などの都市近郊緑地が存在しており、環境と景観の保全、防災性の向上などに加えて、身近な自然として都市生活の快適性にも貢献しています。また、こうした近郊緑地は市街地の拡大を抑制する要素としての役割も果たしているところです。

一方、市街地内においては、質的にも量的にも十分な緑が確保されているとは言いがたい状況であり、今後、市民、企業の積極的な参画も促しつつ、積極的にそのボリュームアップを図っていくことが求められています。

「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」を目標とする本市においては、“緑”は極めて重要な都市の装置であり、近郊緑地の保全、活用と市街地内の質的、量的な緑の充実等を通じて、緑に囲まれ緑にあふれた風格のある岡山の実現を目指します。

取組方針7. おかやまガーデンリングの保全と形成

里山、農地、河川等水系など、ガーデンリングを構成する要素ごとに、各種の保全施策を有効に活用するとともに、市民が自然と触れ合う仕掛けの充実等を通じ、市民全体で保全し育成するという機運を高めること等により、ガーデンリングの保全、形成を推進します。

取組方針8. 緑のボリュームアップの推進

公共用地における緑化の推進はもとより、再開発事業等における緑化の推進、地区計画制度等の活用による緑の保全、拡大を図るとともに、西川緑道公園等を活用したイベント等を通じた緑化にかかる普及、啓発等を通じ、行政、市民、事業者等が一体となり、市街地における「緑の総量」の増大を推進します。

【重点事項5】公共交通と自転車が主役の交通体系の構築

現在の過度に自動車に依存した交通体系は、交通渋滞や交通事故、低密度分散型の都市形成と環境負荷の増大など様々な問題を引き起こしています。また、バス乗降客数は年々減少傾向にあるなど公共交通の経営環境は厳しさを増している状況にあり、今後さらに高齢化が進展し、車に頼りたくとも頼れない高齢者階層が増大すると見込まれる中、市民の移手段として公共交通を維持する観点からも、公共交通への利用転換の促進が急務です。

本市においては、自動車への依存が、公共交通利用者の減少とそれに伴う公共交通のサービス水準の低下へとつながり、そのことがさらに自動車依存度を高めるといった負のスパイラルに陥っています。こうした状況の中、「岡山市都市交通戦略」に基づき、早期に取り組むことが可能な施策には速やかに取り組みながら、短期施策、中期施策、長期施策を段階的かつ総合的に展開していくことにより、人と環境に優しい、アクセス性に優れた公共交通主体の交通体系の実現を目指していきます。

また、温暖で「晴れの国おかやま」といわれるほど1年を通じて雨が少なく、広大な平坦地を有するという本市の特性を活かし、「走る」「停める」「使う」「楽しむ」「学ぶ」など多角的見地から自転車施策を展開し、日本一と称される自転車先進都市の実現を目指します。

取組方針9. 都市交通戦略に基づく都市交通施策の推進

岡山市都市交通戦略に基づき、「都心と地域拠点との連携軸の強化」、「都心内の回遊性の向上」を目標とし、「誰もが利用しやすい公共交通」、「人と環境にやさしいLRT」、「岡山の気候や地形に適した自転車」を本市にふさわしい交通として、段階的かつ総合的に各種の都市交通施策を推進します。

まず、公共交通利用促進に向けた正の連鎖への転換の足がかりとして、以下に掲げる短期的対策を推進します。

◇公共交通利用に向けた市民意識の醸成

－「バスより車」との市民意識が根強い中、バスマップの配布やモビリティマネジメント等を通じ、市民に公共交通を「知っていただく」取組、「体験していただく」取組など、公共交通の利便性や快適性を再認識していただく取組を推進します。

◇公共交通利用の「分かりやすさ」「使いやすさ」の向上

－市民が気軽に公共交通を利用する環境を形成する上では、市民目線で「分かりにくさ」「使いにくさ」を解消していくことが必要です。この観点から、岡山駅東口バスターミナルの方面別化による分かりやすい岡山駅の実現、簡易なバスロケーションシステムの導入、渋滞ポイント対策の実施等によるバス定時性の向上など、公共交通の「分かりやすさ」、「使いやすさ」を向上する取組を推進します。

また、中長期的施策について、商工会議所との間で組織するおかやま都市交通戦略連携会議等を通じて、市民、関係者等の意見を十分に聞きながら、熟度の向上や合意形成を図るなど、検討を進めていきます。

取組方針 10. 自転車先進都市おかやまの実現

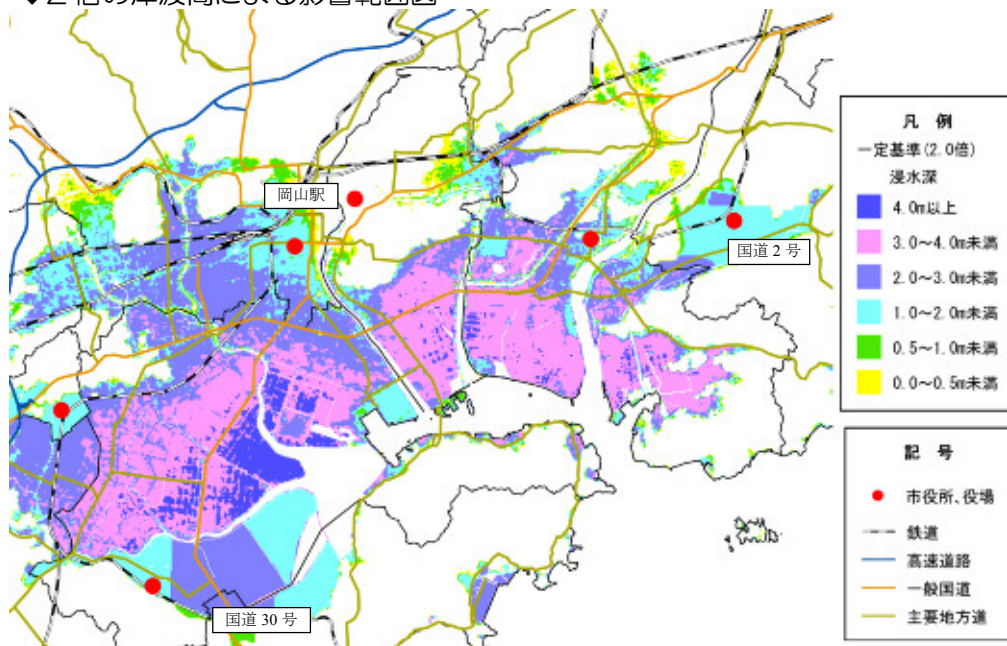
自転車先進都市おかやまの実現に向けて、実行戦略を策定するとともに、当該実行戦略に基づき、自転車レーンのネットワーク化、駐輪スペースの系統的確保、コミュニティサイクルシステムの導入や自転車運転マナー向上に向けた取組など、各種の自転車施策を総合的に推進します。

【東海・東南海・南海地震を想定した大規模地震・津波対策について】

安全で安心できる岡山を目指していくためには、大規模地震及び津波に対する備えも必要です。東日本大震災を踏まえ、本市においても、これまで以上にソフト、ハードを含めた総合的な対策を講ずる必要があります。現在、本市においては、地域防災計画の見直しを進めているところです。

今後、地域防災計画に基づき、緊急輸送道路への対策、避難経路、避難地にかかる対策、土地利用にかかる対策など都市計画において求められる対策について適切に取り組んでいきます。

◆2倍の津波高による影響範囲図



出典：岡山県危機管理課 HP

※東海・東南海・南海地震が同時発生し、従来（東南海・南海地震の同時発生）の2倍の津波高の場合を想定

3.分野別の基本方針

1)土地利用方針

(1)各拠点の土地利用方針

①都心拠点

- ▶都心は、人・もの・情報が集まる岡山の中心であり、対内的には市民の求心点・共有の場、対外的には岡山の顔となる枢要な地域です。
- ▶様々な人が住み・交流する賑わいの空間として、商業・業務、教育・文化、福祉・医療、コンベンションなど高次都市機能の集積と利便性の高い都心居住を促進するとともに土地の高度利用を推進します。
- ▶民間活力を活用しつつ、都市機能の更新を進め、建築物が建て詰まった市街地については、豊かなオープンスペースを備えた快適性の高い市街地へ転換を図ります。
- ▶適切に土地の有効高度利用が図られた居住空間として、高齢者も含め多世代の市民が安心して住み続けられる「生活の場と環境」を確保し、定住条件を整えます。併せて、岡山城・後樂園、西川緑道公園及び旭川などの地域資源を活用して、豊かな自然・歴史・文化が感じられる人間優先の都市空間を創造します。

■地区計画により形成された都心のまちなみ(岡山駅南地区)



②地域拠点

- ▶既に一定の都市機能が集積しており、都心と連絡する鉄道や運行頻度の高いバス路線の公共交通が存在し、市民活動において生活や交通の中心となる地域であり、各種商業施設、一定規模を有する医療施設や郵便局、金融機関の支店など、周辺各地域の拠点として必要な都市的サービス機能の充実を図ります。
- ▶公共交通の利便性向上のため、駅やバス停など交通結節機能の強化を図り、自動車交通からの転換を促します。
- ▶駅やバス停に近接した箇所については、必要に応じて区画整理事業などの面的な整備や生活道路の整備・改善を行い居住環境の向上を図ります。

■西大寺地区（西大寺緑花公園周辺）



■西部新拠点地区（北長瀬駅）



③生活拠点

- ▶それぞれの拠点の都市機能の集積度等に応じて、都心拠点や地域拠点との機能分担を図りつつ、日常的な買い物、医院、診療所等の一次診療や郵便局、ATMなど、生活圏域に居住する地域住民の日常生活を支える生活サービス機能の充実を図る地域です。

■足守地区



④その他住宅地

- ▶都心や拠点となる地区から、幹線道路の沿線、主要な鉄道駅の周辺や沿線などへ広がった市街地であり、多くの市民生活を支える中心的な居住空間となっています。
- ▶都心に近接した、概ね中環状線の内側に位置する市街地については、居住環境の改善を図りながら、戸建住宅に加え、中層の都市型住宅を誘導し、比較的高密度な住宅市街地を形成します。
- ▶その他の市街地においては、戸建住宅を主体とする、ゆとりと潤いのある専用住宅地を形成します。

⑤産業拠点

- ▶岡山市の強みである医療・福祉や教育・情報産業などの岡山を特徴づける産業の育成強化を図ります。
- ▶西大寺新産業ゾーン、岡山県総合流通センター、岡山リサーチパークなどを「産業拠点」と位置づけ、既存集積の強化を図るとともに、産業振興ビジョンとの整合を図りつつ、新たな産業拠点・物流拠点については、インターチェンジや空港・港湾の周辺、物流軸沿線等について検討します。
- ▶既存の工業団地等については、産業の育成強化を図る観点から、周辺環境との調和を図りつつ、拡張や移転など企業ニーズへの適切な対応を図ります。

■西大寺新産業ゾーン



⑥集落地域

- ▶田園地帯や山地部に広がる集落は、農業を基礎として、長い時間をかけて形成された「集落らしさ」が存在しており、そのふるさと景観や豊かなコミュニティなどの農村的価値を保ちつつ、美しく個性的な集落を形成します。
- ▶地域コミュニティの維持と活性化を目指し、農業環境と調和した田園居住や緑豊かな多自然型居住により、新規就農者などの人口定着を図ります。

■下牧地区

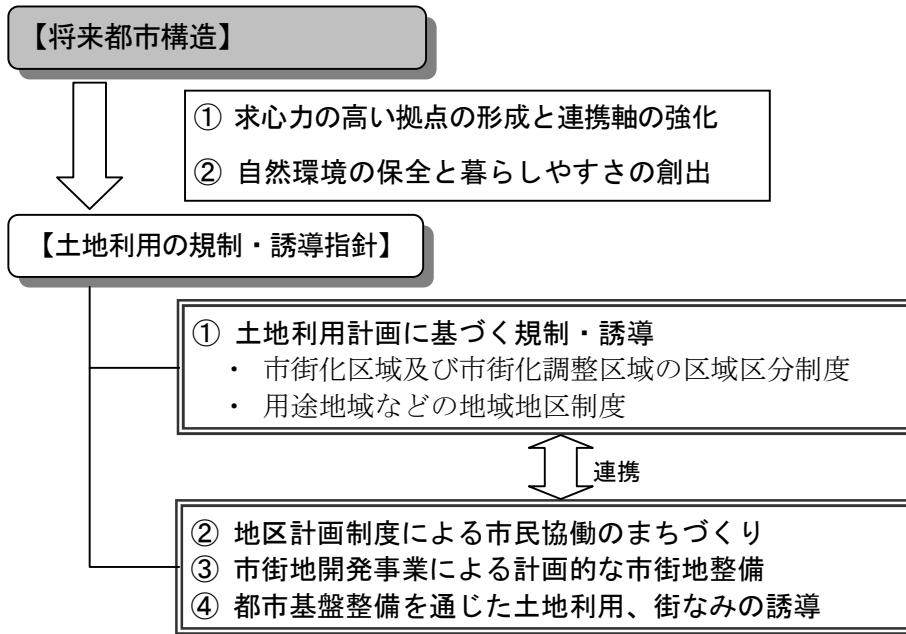


⑦自然環境地域

- ▶北部の山や丘陵、南部の平地や干拓地、そして南北に流れる3河川は、起伏と変化に富んでおり、多様な自然景観を創出しています。
中でも、児島湾干拓地の大規模優良農地、北部丘陵地の果樹園、市街地近郊の周辺4山（操山、半田山、京山、矢坂山）、近郊5山（芥子山、龍ノ口山、笠井山、吉備の中山、貝殻山）、旭川・吉井川などは、岡山の豊かな自然性を特徴づける大きな魅力となっています。
- ▶これら豊かに広がる田園や山林などの自然環境は、市民が健全な生活を営む上で必要不可欠であり、市民が自然との関わりを持ちながら一体となって農地や山林の保全と活用を進めます。
- ▶特に、市街地を取り囲む里山、河川及び農地は、市民生活に潤いを与えてくれる身近な緑地であり、「おかやまガーデンリング」として市街地近郊の緑の環状帯を形成し、市民と協働して保全と活用を図ります。
- ▶また、市街化区域内農地のうち、営農状況や地域の防災性、緑空間等を勘案し、必要な場合においては、保全と活用について検討します。

(2)土地利用コントロールの方向

以下の土地利用コントロールの方向に基づき、土地利用や建築活動を適正に規制・誘導します。この際、地区計画制度の活用、市街地開発事業や街路・公園等の都市基盤整備事業等を効果的に活用しつつ、将来都市構造で示される市街地像の実現を目指します。



土地利用コントロールは、都市の望ましい市街地像を実現するため、土地利用の種別、配置、内容などを実現手段とともに明示し、その実現を規制・誘導手法を用いて計画的に具現化していく一連の仕組みであり、都市計画の中核をなすものです。

土地利用コントロールは、区域区分、地域地区など、土地利用計画に基づき建築物の建築を法的に規制し、個々の建築活動の積み重ねにより土地利用を誘導する「規制・誘導」がベースとなります。これは、市民と協働で長期的なまちづくりを行うルールであると同時に、市民間の土地利用上の摩擦を未然に防止するルールでもあります。

前節の「将来都市構造」から導かれる具体的な土地利用コントロールの方向は以下のとおりですが、限られた土地資源の中で誘導効果を最大限発揮できるよう、地区計画制度や市街地再開事業などの都市計画手法も活用し、目標とする市街地像を実現していきます。

① 求心力の高い拠点の形成と連携軸の強化

公共交通と自動車交通を効率的に組み合わせた「環境負荷の少ない市街地」「施設間のアクセス性が高く利便性の高い市街地」「都市経営コストの低い市街地」「魅力と賑わいのある都心」「美しく個性的な集落地」を目指して、コンパクトで機能的な市街地を形成します。そのため、既成市街地の土地の有効利用を促進するとともに、新たな市街地開発は拠点となる地区等に誘導し、自動車交通に依存しない市街地の比率を高めます。

また、各拠点間の連携軸を強化し、拠点同士が相互にネットワーク化されたコンパクトで機能的な市街地を形成します。

【主要な施策】

- ・ ガーデンリングの保全等、土地利用の適切な規制・誘導による市街地拡大の抑制
- ・ 都心における高次都市機能の集積と高度利用の促進
- ・ 郊外型大規模集客施設の立地の抑制
- ・ 拠点となる地区等への市街地開発の誘導
- ・ 拠点となる地区等の残存農地や低未利用地の土地利用転換
- ・ 連携軸のネットワーク強化

② 自然環境の保全と暮らしやすさの創出

都市の美しさや快適性は生活の質を左右する重要な要素です。道路・公園等の都市基盤施設はもとより、オープンスペース、緑、洗練された建物デザイン、快適な歩行空間などを確保し、美しさ、ゆとり、うるおいなど、高い環境水準を備えた都市空間を形成します。

【主要な施策】

- ・ 道路・公園等の都市基盤整備
- ・ 都市のユニバーサルデザイン化
- ・ オープンスペースの確保と自然の回復
- ・ 良好な都市景観の形成
- ・ 都市の不燃化と災害に強い都市の形成

(3)土地利用の規制・誘導指針

①市街化区域及び市街化調整区域の区域区分制度の運用指針

区域区分制度（線引き）は、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分し、限られた都市整備財源を市街化区域へ集中的に投資し、市街地を計画的に整備する一方、市街化調整区域において開発・建築行為を抑制することにより自然環境を保全し、都市の健全な発展と計画的な整備を図ろうとするものです。

岡山市を含む岡山県南広域都市計画区域では昭和46年に初めて線引きを実施し、その後4回の見直しを経て現在に至っており、この約40年間の実績から、線引き制度は無秩序な市街地の外延化の防止には極めて有効であったことが実証されています。

今後、将来人口の見直し、及び市街化区域内に約10km²、面積にして約1割の未利用地が存在している状況等を勘案し、コンパクトな市街地を形成する上では、土地の有効利用や市街地環境の改善など、現市街化区域の充実を図ることを基本姿勢とし、市街化区域の拡大は抑制します。

新たな市街化区域の編入は、工業や流通業務などの非住居系の用途について、産業振興上の必要性や具体的な事業の見直しを踏まえ、原則として市街地を取り巻く「おかやまガーデンリング」を外郭として適正な区域を設定します。

また、コンパクトで機能的な市街地の形成を図るため、新たな住宅地開発は拠点となる地区等へ誘導し、必要に応じて、土地区画整理事業等により計画的な市街化と良質な宅地供給を図ることとします。

<開発許可制度の運用指針>

市街化調整区域は、本市の都市計画区域の8割強を占め、豊かな森林資源、農業資源、水辺資源を有し、豊かな自然環境とのどかな農村風景は岡山市を特徴づける大きな魅力であり、市民のかけがえのない財産です。今後もこの市民共有の財産を守り続けていく必要があります。

現在、市街化調整区域の開発許可については、農林漁業との健全な調和を図りながら、市街化を抑制するという観点から、開発許可制度の運用を行っています。

都市づくりの目標に掲げた「都市機能を緩やかに集約する」という方針や、まちづくり三法見直しの趣旨である大規模集客施設の郊外への立地制限を踏まえ、都市計画法第34条第11号に基づきいわゆる50戸連たん制度の内、特定の幹線道路沿線については、許容する建築物の用途、規模を見直すとともに、自己用住宅についても地域の状況を踏まえ、運用の見直しを行います。

②地域地区制度の運用指針

◆用途地域

用途地域制度は地域地区制度の中で最も代表的な制度です。全ての市街化区域に必ず適用される必要最小限の土地利用規制として、市街地を住居・商業・工業など12種類の標準的な市街地像に分類し、建築物の用途、密度及び高さ等を規制することにより基礎的な市街地環境を守るとともに、都市全体の大まかな土地利用の将来像を形づくる仕組みです。

用途地域の指定、見直しにあたっては、都心などの拠点を中心とする求心的な都市構造を前提として、住居・商業・工業などの都市機能の集積に必要な空間が確保され、かつ各機能が有機的に連携した市街地構造が形成されるよう定め、機能的な都市活動と良好な市街地環境を確保します。

容積率、建ぺい率等の密度構成については、オープンスペースが豊かで相隣関係に十分配慮された良好な都市環境を確保するため、地区の位置づけに応じて段階的に定めることとします。

また、用途地域の見直しは、都市計画基礎調査の結果に基づく定期的な見直しに併せて行うことを基本とします。なお、都市計画マスタープラン等において土地利用の位置付けが変更となった場合、土地区画整理事業等により土地利用が大幅に変化した場合、或いは根幹的な幹線道路の整備により土地利用に不整合が生じた場合で、当該道路の都市計画上の位置付けや現在の指定用途地域、沿線の土地利用の動向などから速やかに見直し必要性が高いと判断されたものについては、定期的な見直しの時期等も勘案しつつ、随時見直しも検討することとします。

都心

商業・業務、教育・文化、福祉・医療、コンベンションなど、高次都市機能と居住機能が調和した複合的な土地利用を促進するとともに、集積効果の高いコンパクトな都心を形成するため、限られた空間を有効に利用できるよう高度利用を前提に用途地域や密度構成を定めます。

都心活性化の観点から、都市基盤整備や土地利用の動向等を踏まえ、必要に応じて用途地域や容積率の見直しを検討します。

地域拠点

地域の特性に応じ、住環境と日常生活に必要な便利施設が調和したコンパクトな複合市街地の形成を推進します。特に日常生活の利便性を担う機能の維持、充実を図ることとし、必要がある場合には、周辺環境との調和を図りつつ用途地域の見直しを検討します。

産業拠点

工業地や流通業務地では、生産・流通活動の増進及び公害防止の観点から、集団化及び専用化を図るため、工業系用途地域を定めます。

また、市街化調整区域において、新たに産業用地を確保する場合には、原則としてインターチェンジや空港・港湾の周辺など特別の立地条件を必要とする場合を除き、将来的に市街化区域へ編入することとし、立地する産業の用途と周辺環境との調和を図るため、地区計画等を併せて活用しながら、適切な工業系用途地域を定めることとします。

●用途地域の種類と指定状況●

用途地域	概要および指定対象	指定面積
第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や小中学校が建てられます。	約 1,682ha
第二種低層住居専用地域	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150 m ² 以下の一定のお店などが建てられます。	指定なし
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500 m ² 以下の一定のお店などが建てられます。	約 1,281ha
第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500 m ² 以下の一定のお店や事務所などが建てられます。	約 529ha
第一種住居地域	住居の環境を守るための地域です。3,000 m ² 以下の店舗、事務所、ホテルなどが建てられます。	約 2,702ha
第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域です。10,000 m ² 以下の店舗、事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどは建てられます。	約 656ha
準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。	指定なし
近隣商業地域	近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。	約 615ha
商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。	約 590ha
準工業地域	主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。	約 1,782ha
工業地域	主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。	約 381ha
工業専用地域	専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場も建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。	約 193ha

◆防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、都市における火災の延焼拡大を防除するため定める地域地区です。高密度な商業系用途地域が指定された区域、多くの人が集散する主要駅周辺、避難路や延焼遮断帯となる幹線道路沿線などに定め、火災に強い都市構造を構築します。

◆容積率特例制度

都市計画法に基づく高度利用地区や、建築基準法に基づく総合設計制度等は容積率特例制度と呼ばれ、オープンスペースの確保など都市環境の改善に役立つと認められる開発に対して、その貢献度合いに応じて用途地域で定められた容積率に対して割増しを与える特例制度です。

都心等の商業系用途地域において、民間活力により土地の高度利用、都市機能の更新及び良好な都市空間の形成を図るため、積極的に活用します。

③地区計画制度の運用指針

地区計画制度は、地区レベルの狭い範囲で住民主体の良好なまちづくりを行うため、用途地域をベースに建築物の用途制限や形態制限の強化など、地区独自のまちづくりのルールを定める制度です。

その策定にあたっては、地域住民の意見に基づき、市と住民が協力しながら案を策定するなど、民主的な手続きによって定めるとともに、届出・勧告制という行政指導により目的の実現を図る“市民協働のまちづくり手法”です。

「地区計画」を地域に根ざした“コミュニティ型まちづくり”の手法として活用し、市民が共有する身近な生活空間から市街地環境の改善に取り組みます。市民参加と合意のもと、地域の特性に応じて規制や誘導のルールを適用し、特色ある個性豊かなまちづくりを行います。それは、賑わいのある都心の商業地、都心に近接した利便性の高い住宅地、住工の混在化が進んでいる市街地、緑豊かな専用住宅地、良好な景観の幹線道路、自然と共生する農村集落など、それぞれの地域にふさわしい様々な展開が可能であり、幅広く活用します。

特に、土地区画整理事業を実施する区域、市街化区域へ編入する区域及び用途地域を変更する区域については、関係権利者のまちづくりに対する気運が盛り上がっている時期でもあり、その効果を相乗的に引き出すため、導入を検討します。

<市街化調整区域における地区計画>

市街化調整区域における地区計画の策定にあたっては、農林漁業との健全な調和や遊水機能の維持、周辺の土地利用との調和を図ることが必要であるとともに、市街化調整区域は「市街化を抑制すべき区域」であるという基本的な性格を踏まえて、検討する必要があります。

市街化区域内に未利用地が多く残っている現状や高齢化の進行、長期的には人口減少が避けられないという現状を念頭に、市の産業振興の観点を踏まえ、市街化調整区域における地区計画は「住居系用途」「非住居系用途」について、それぞれ以下に該当するものを対象に検討することとし、具体的な運用については運用指針を別途定めることとします。

◆住居系用途

都市づくりの目標として定めている「コンパクトで機能的な市街地」を形成する観点から、原則として住居系用途を主体とする地区計画は、地域コミュニティの維持など、必要性が認められる場合を対象として検討します。

- ・ 地域拠点・生活拠点や、線引き制度が始まる前に整備された住宅団地等において、良好な住環境の保全・形成と地域コミュニティの維持を図ろうとする場合
- ・ 現に宅地化が進行している都市化圧力の高い地域において、道路等の地区施設を定め、良好な住環境の形成を図ろうとする場合
- ・ JR 駅に近接しているなど、特に公共交通の利活用が図られると認められる地域において、地区計画により道路等の地区施設を定め、施設整備を行うことにより、良好な環境の住宅地を供給しようとする場合

◆非住居系用途

都市構造上、物流軸として位置づけている幹線道路沿線やインターチェンジ、空港・港湾周辺など、交通条件等の恵まれた箇所については、本市の産業振興に関する計画との整合性を踏まえ、必要に応じて、流通業務地や工業地などの立地を前提とした地区計画を検討します。なお、都市機能の分散を防ぎ、都心の活性化を図る観点から、特に大規模集客施設の立地を目的とするものは対象としません。

- ・岡山市産業振興ビジョン等の産業振興に関する計画と整合が取れている場合で、市の発展に寄与するものと認められ、農地法等の制限が解除される見込みがあり、かつ企業の立地が確実と認められるものなどのうち、その位置及び規模が適当と認められる場合
- ・幹線道路等で、沿道サービス施設などの立地が進行している場合において、良好な沿道景観の形成等を図ろうとする場合

④市街地開発事業等、都市基盤整備事業等との連携

新たな都市機能の導入や、土地利用の改善・更新が必要な地区等においては、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、面的かつ計画的に市街地整備を進めます。

また、道路等の都市基盤施設の整備にあたっては、都市機能の強化や沿道等の土地利用の適切な誘導効果が相乗的に発現するよう、土地利用計画、景観計画等との調和・調整を十分に図りつつ計画的に進めます。

都心

- ・市街地再開発、総合設計制度の活用等による低未利用地の有効高度利用
- ・歩車共存道路、電線共同溝の整備による沿道街なみ景観の形成等
- ・自転車走行環境等の改善、公共交通の利用環境の改善等による都心部における回遊性の向上と都市機能の導入促進

■自転車通行帯の設置状況(桃太郎大通り)



地域・生活拠点

- ・西部新拠点の計画的整備による医療、にぎわい機能等の導入
(（仮称）北長瀬駅北地区土地区画整理事業、都市計画道路・公園の整備、岡山操車場跡地整備、（仮称）岡山総合医療センターの整備)
- ・西大寺「元気な新拠点」の計画的整備による各種都市機能の強化
(西大寺グリーンテラスにおける商業施設の整備、東区役所・東消防署の整備)
- ・拠点駅等における交通結節機能の強化
(駅前広場、アクセス道路、パーク&ライド、サイクル&ライドなど)
- ・低未利用地における区画整理事業など

産業拠点

- ・既存工業地、流通業務地などの機能強化
- ・物流軸やインターチェンジ、空港・港湾周辺など、交通条件等の恵まれた箇所における産業拠点の形成

■岡山インターチェンジ周辺地区



2)交通施設の整備方針

(1)めざす都市交通のすがた

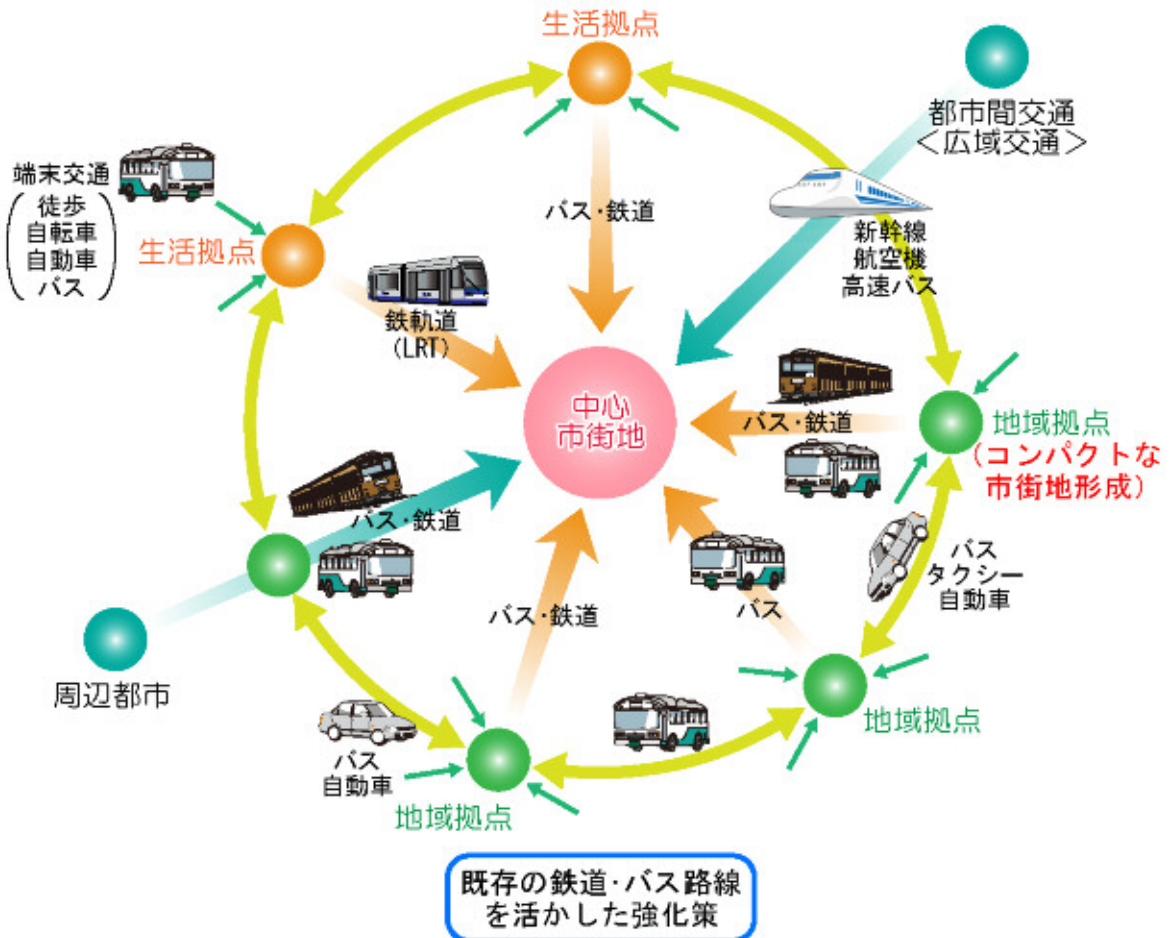
交通は様々な都市活動から発生しており、快適な市民生活や効率的な都市活動を支えるためには円滑な移動性を確保することが必要です。また、道路や鉄道などの交通施設は都市そのものの骨格を形づくる重要な施設となっています。

本市における交通の実態をみると、公共交通の利用割合が低い一方、自動車交通への依存度が極めて高い状況にあります。確かに自動車は便利な交通手段ですが、個別輸送手段という利便性ゆえに交通渋滞、交通事故、環境への負荷、低密度分散型の都市形成等、様々な問題を引き起こしています。

今後、高齢化のさらなる進展が見込まれ、また、長期的には本市においても人口減少が必至と予測される中、高齢者も安心して快適に移動できるシステムとして、また、機能的でコンパクトな都市構造を支えるシステムとして、中四国の広域交流拠点にふさわしい総合交通システムを確立していく必要があります。

このため、岡山市都市交通戦略に基づき、「都心と地域拠点との連携軸の強化」及び「都心内の回遊性の向上」を目標とし、「誰もが利用しやすい公共交通」、「人と環境に優しいLRT」及び「岡山の気候や地形に適した自転車」を本市にふさわしい交通として位置付け、現状の自動車中心の交通体系から、「人と環境に優しい、公共交通と自転車中心の交通体系」への転換を図ることが求められます。

◆総合交通システムのイメージ



(2)プログラムに基づく戦略的な交通施策の推進

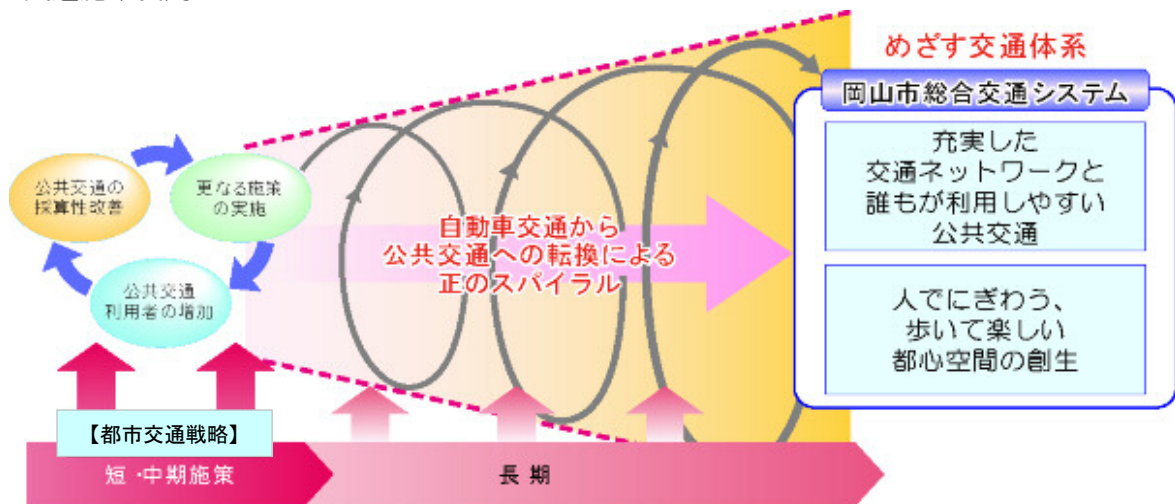
本市の都市交通の現状をみると、「バスより車」とでも称すべき市民意識や公共交通自体のある種の「分かりにくさ、使いにくさ」を背景に、公共交通の利用減少・サービス水準の低下と自動車への依存度の上昇が負の連鎖を引き起こしている状況にあります。

このように、公共交通を常時利用する市民が少なく、公共交通が市民共有の財産として必ずしも理解されていない状況の中においては、まず、市民の皆様方の公共交通に対する意識を変容し、理解を深めていただく施策が必要となります。

また、各種の交通施策は、総合的かつ有機的に展開していくことで、よりその施策効果が高まる施策が多く存在します。

このため、めざす交通体系の実現に向け、各種の都市交通施策を進めるにあたっては、市民理解や公共交通への転換状況等を踏まえつつ、短期的施策、中期的施策、長期的施策を、都市交通戦略等のプログラムに基づき、段階的かつ総合的に推進することが求められます。

◆交通施策展開のイメージ



(3)交通施策の方針

広域的な交通、都心と地域拠点等を連絡する交通、都心の交通、生活交通のそれぞれについて、もっとも適切な交通手段を選択でき、円滑で快適な交通環境の確保を目指します。

①広域的な交通

海外及び国内の主要都市を結び、来訪者の玄関口となっている岡山空港については、空港管理者である岡山県と協力しながら、新規路線の開設に加え、利便性と快適性の一層の充実を図るため、空港施設の拡充・機能の高度化、ユニバーサルデザインの推進等に努めます。

また、岡山市は、中四国地方のクロスポイントに位置し、人・もの・情報が集まる交通の要衝です。さらに拠点性を高めるため、関係機関と協力しながら、長中距離輸送機関である鉄道、自動車交通を担う高速道路及び主要都市間を結ぶ広域幹線道路の充実を図ります。

■新たに整備された岡山駅西口交通広場



- ・鉄道の利便性向上と岡山駅のターミナル機能の強化
- ・岡山空港のグローバルゲートウェイ機能の強化
- ・高速道路及び広域幹線道路の整備

【広域的な交通計画】

②都心と地域拠点等を連絡する交通

地域拠点等と都心との交通は、大きな需要が存在しており、これらを結ぶ放射道路では、多くの箇所で渋滞が発生しています。そのため、自動車交通の分散を図る環状道路や放射状道路の整備を進めるとともに、公共交通のサービス水準の低い連携軸の強化と公共交通への乗り換え機能の充実等を図り、自動車利用から公共交通利用への円滑な転換を図ります。

【都心と地域拠点等を連絡する交通計画】

■新たに整備された瀬戸駅南口



- ・ 幹線道路ネットワークの整備
(環状道路、放射状道路)
- ・ 公共交通のサービス水準の向上
(吉備線LRT化の検討)
- ・ 公共交通への乗り換え機能の充実

③都心の交通

都心は交通発生集中密度が高く、交通の移動距離が短いことが特徴です。公共交通のサービス水準が高いにもかかわらず、自動車が混み合い、交通及び都市環境の両面から閉塞状態にあります。

当面は交通需要が増大する見込みの中で、徒歩や自転車という身近な交通手段によって安全に街を楽しめるようにする必要があります。

歩いて楽しい回遊性の高い都心を形成するため、土地の高度利用や魅力的な施設の立地と連動して、公共交通(路面電車、バス)と徒歩・自転車を中心とする交通体系を構築します。

【都心の交通計画】

■低床型路面電車 MOMO



- ・ 歩行空間の整備
- ・ 面的公共交通ネットワーク
(バス、LRTの整備)
- ・ 自動車利用の適正化
(トラフィックゾーンシステムの検討)

④生活交通

市域の北部など、公共交通の不便地帯となっている地域においては、高齢者を始め、交通弱者といわれる人たちの生活交通を確保することが課題となっています。

こうした地区では、公共交通そのものの維持・確保が必要となっており、利便性向上のため公共交通への乗り換え機能の充実を図るとともに、地域住民が主体となり、より生活実態に合った公共交通の運行を検討するなどの取り組みも必要となっています。

【生活交通の計画】

■御津・建部地域の生活交通を守り育てる会での検討の様子



- ・ 公共交通への乗り換え機能の充実
- ・ 住民ニーズに合った公共交通への転換

⑤「自転車先進都市」への取り組み

本市は前述のとおり、自転車利用に適した都市であり、自転車を本市にふさわしい交通手段として位置付けています。

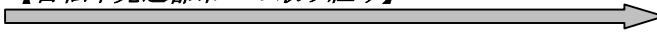
更なる自転車利用の促進のため、走行環境や利用環境の改善に取り組んできましたが、走行空間のネットワーク化や駅前・表町周辺の駐輪場対策など、課題も残されています。

より安全で快適に自転車を利用できる街を目指し、「自転車先進都市」を実現するため、「自転車先進都市おかやま実行戦略」を策定し、「走る」「停める」など、5つのコンセプトに基づき自転車対策を総合的に推進していきます。

■コミュニティサイクルステーション(イメージ)



【自転車先進都市への取り組み】



- 「走る」 自転車走行空間の整備及びネットワークの形成
- 「停める」 駐輪空間の確保、違法駐輪対策
- 「使う」 コミュニティサイクル導入等
- 「楽しむ」 自転車専用道の整備等
- 「学ぶ」 自転車利用者のルール・マナーの向上

(4)道路ネットワークの整備

①道路網の機能構成

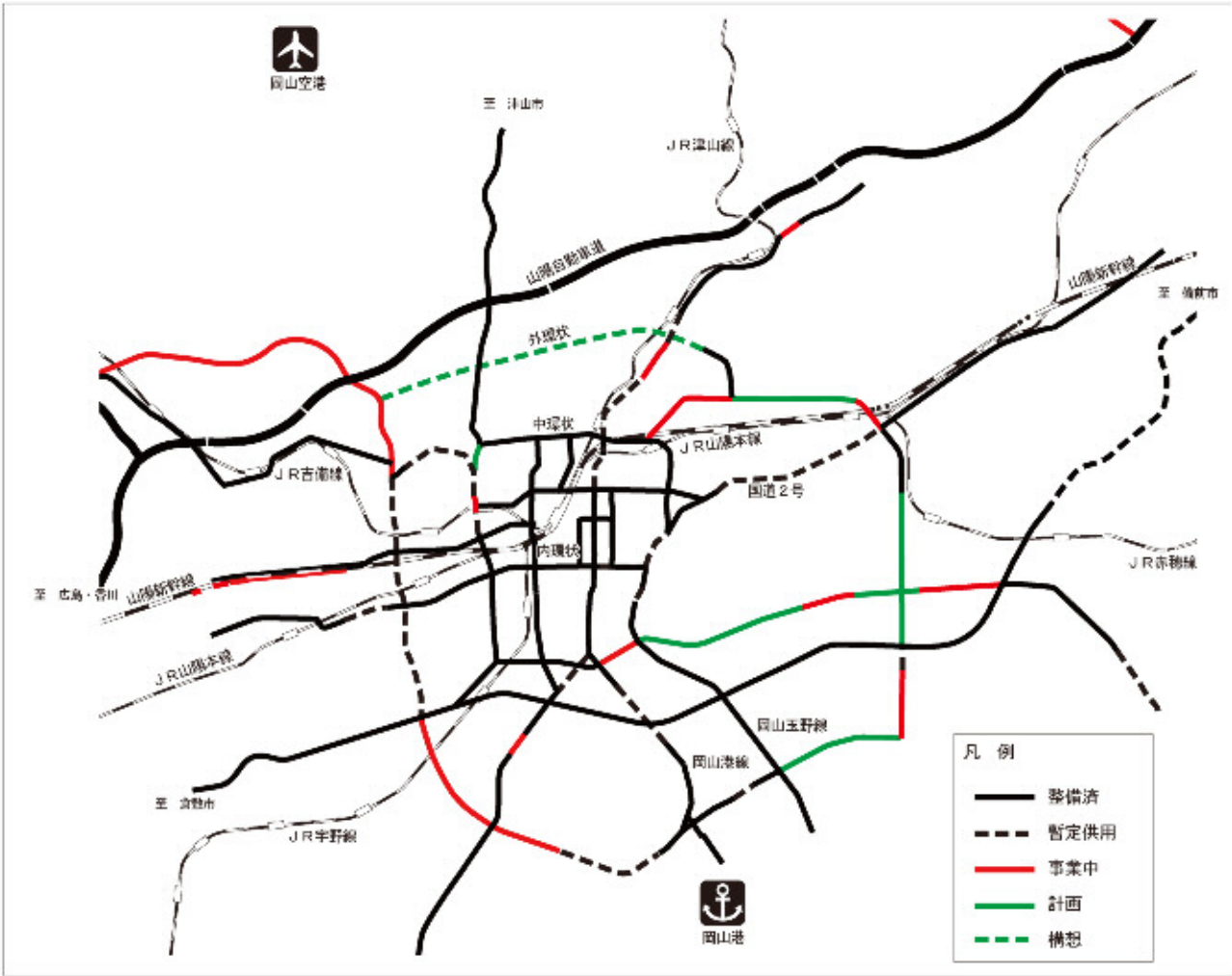
岡山市の幹線道路網は、都心を起点として放射状にのびる「放射状道路」と、市街地を取り巻く「環状道路」からなる放射環状型の道路体系となっています。「放射状道路」は郊外部や他都市を結ぶ道路であり都心へのアクセス機能を有しています。「環状道路」は放射道路をつなぐことにより都心などへ集中する交通を適切に分散・誘導する分散導入機能、バイパス機能を有しています。

岡山市の「環状道路」は内、中、外の3つの環状線により構成されており、それぞれ別々の機能を分担することにより都市の骨格を形成するとともに、交通利便性の向上を図り、円滑な都市活動を促進します。

●幹線道路の種類と機能●

道路の種類	種類別の機能分担
放射状道路	都心へのアクセスとして環状道路と一体となってその機能を発揮します。都市間を結ぶ広域幹線道路、及び都心と地域拠点等を結ぶ幹線道路で構成されています。
内環状線	概ね都心を取り囲む内環状線は、都心へ適切にアクセスする機能を持つと共に、沿道の土地利用の高度化を促進します。
中環状線	都心に近接した箇所に位置する中環状線は、都心やその周辺に集中する交通を適正に配分し、都心への不要な通過交通を抑える機能を有しており、さらに、都心近接部の土地利用の高度化を促進する機能も持っています。
外環状線	市街地内を目的地としない通過交通を迂回させる機能を有していると同時に、郊外地域間をつなぐバイパス道路としての機能を持っています。

◆岡山市の幹線道路網の整備状況



②環状道路を中心とする幹線道路の整備

岡山市の幹線道路は、現在のところ、都心を起点とする放射状道路が主体であることから、必然的に都心に用のない通過交通までも都心の周辺に集中することになり、慢性的な交通渋滞が発生しています。

このような渋滞を解消するためには、都心に集中する自動車交通を都心やその周辺に達する前に、目的地にあわせて誘導・分散させることが効果的であることから、自動車交通を適切に誘導・分散することができる環状道路の早期整備が必要となっています。環状線の整備状況は、内環状線については、一部区間を除きほぼ完成していますが、中環状線については、河川・鉄道といったボトルネック箇所が未整備で、外環状線に至っては、ネットワーク的にも一部都市計画決定出来ていないなど、未整備区間が多く残っています。

そのため、市街地内への円滑な自動車交通の確保に向け、中環状線の下中野平井線（旭川工区）や岡山外環状南線など、大きな事業効果が期待できる路線から順次整備を進めます。併せて、平井神崎線や富本町三田線などの都心と主要な地域を結ぶ幹線道路も整備を進めます。

また、都心内の円滑な移動を確保し、新たな都市機能の集積など適正な土地利用を誘導するため、上石井岩井線などの整備も推進します。

■都市計画道路 下中野平井線(中環状線)



■都市計画道路 岡南線(外環状線)



●概ね10年以内に整備を予定している主な都市計画道路●

道路の種類	路線名	現在の状況
中環状線	・下中野平井線（旭川工区）	事業中
	・米倉津島線（吉備線工区）	事業中
	・米倉津島線（万成工区）	
外環状線	・岡山外環状南線（南区古新田～南区浦安南町）	事業中
	・竹田升田線（東区宍甘～中区土田）	事業中
	・竹田升田線（東区升田～東区政津）	事業中
	・岡南線（江並～升田）	
	・竹田升田線（中区中井～中区土田）	
放射状道路	・岡山国道180号線（北区榑津～総社市井尻野）	事業中
	・国道30号線（南区当新田～南区泉田）	事業中
	・岡山国道53号線（北区津島～北区御津中山）	事業中
	・富本町三田線（北区川入～北区白石）	事業中
	・岡山山陽線（新大原橋）	事業中
	・岡山山陽線（北区三野本町～北区原）	事業中
	・竹田升田線（中区竹田～中区中井）	事業中
	・平井神崎線（中区山崎～中区海吉）	事業中
	・平井神崎線（東区松新町～東区西大寺中野）	事業中
	・一宮久米線（北区尾上）	事業中
	・益野福治線（砂川新橋）	事業中
	・平井神崎線（中区海吉～東区松新町）	
	・久米東岡山線（北区西長瀬～北区久米）	
都市内幹線道路	・上石井岩井線（寿町工区）	事業中
	・大元二日市町線（北区東古松3丁目～北区奥田1丁目）	事業中
	・幸町松崎線（西大寺中工区）	
	・津島北方線（北区津島南2丁目）	事業中
	・上石井岩井線（富町工区）	

③生活道路の整備

大量の交通量进行处理する幹線道路に対して、生活道路は宅地の周囲の道路であり、通勤・通学や買い物などの日常生活に使用される一方、ある時は地域のコミュニティ形成の場として利用される生活者優先の道路です。

生活道路は、土地区画整理事業や大規模開発事業が行われた地区では一定水準の整備が行われていますが、市街地全体を見るとまだ不十分な地区が多く、幅員が狭小で緊急車両の通行が困難な道路の拡幅、歩行者の安全対策を必要とする道路や踏切の改良などを必要性や緊急性に配慮しながら実施していくこととします。

④自転車・歩行者空間の整備

岡山市は平坦で晴れの日が多く、自転車利用に適した都市であり、その利便性や購入の容易さから多くの市民の足として定着しています。しかし、自転車には独自の道路空間が整備されていないことが多く、歩行者の道路空間を占有し、歩行者の安全性や快適性を阻害するなどの問題が発生しています。そのため、歩行者と自転車が快適・安全に移動できるよう、自転車交通量の多い区間には専用通行帯を新たに整備し、既存の広幅員の自転車歩行者道と一体となった自転車道のネットワークを整備します。

また、自転車はその手軽な利用形態や法的な規制が弱いことから、年々放置自転車が增多といった維持管理上の問題を抱えています。そのため、放置自転車の対策に併せて、利用者のニーズに基づいた配置計画のもと、自転車駐輪場の整備を行います。

歩行者空間に関しては、鉄道駅や小学校などの公共施設へ至る区間を中心に自転車との共存を図りながら、安全性の高い歩行者空間ネットワークを整備します。

特に、交通密度の高い都心においては、主要な歩行者動線となる道路を中心に、コミュニティ道路化や、建築物の壁面後退による公開空地の創出を図るなど、安全で歩いて楽しい歩行者空間を確保し、回遊性を高めます。

■改良された第二西市踏切



■西口筋に整備された自転車専用レーン



■放置自転車の状況(桃太郎大通り)



3) 緑の保全及び緑化の方針

(1) 緑の保全及び緑化の基本方針

① 緑の現況と課題

789.92 km²という広大な市域は、北部の吉備丘陵、旭川・吉井川の河口に広がる岡山平野、児島半島を含む瀬戸内海沿岸地帯から構成され、水と緑に囲まれた豊かな自然を有しています。こうした自然環境は、市域面積の8割にも及び、中でも瀬戸内海国立公園、児島湾干拓地の大規模田園地帯、市街地近郊の周辺4山近郊5山と呼ばれる斜面緑地、そして江戸時代からの姿を今に伝える岡山城と日本三名園の後楽園などは、岡山の豊かな自然性を特徴づけるシンボリックな景観を形成しています。

このような恵まれた自然を豊富に有している一方で、都市化の進展に伴い、市街地内部では身近な緑の不足や地域的な不均衡が生じており、憩いと潤いを与えるオープンスペース、生態系の保全や水源涵養、洪水防御等の重要な機能への影響が懸念されています。

また、ライフスタイル・市民ニーズの多様化や、地球温暖化防止への一層の取組、大規模化する災害に対する防災機能の強化など、社会情勢の変化に伴い、都市における水と緑の空間が果たす役割はますます重要になってきています。

■ 岡山城と後楽園



■ 藤田地区に広がる大規模田園地帯



② 緑の保全及び緑化の基本方針

こうした岡山市の地形、特性、及び課題を踏まえ、豊かな自然環境と高い都市集積が共存する都市づくりを進めていくには、恵まれた貴重な資源を保全するとともに、ゆとりと潤いのある緑地・水辺空間の創出に努め、市域全体でのバランスを考慮しながら、環境保全、防災、都市景観等の機能にも十分配慮し、総合的かつ計画的に推進していくことが必要です。

また、行政が主体となり公園整備や公共空間の緑化を進めるだけでなく、市民参加・協働による緑化の推進や、保全・育成体制の構築を進めていくことが重要となります。

そのため、以下の4つの基本方針を設定し、「おかやまガーデンリング」を骨格として緑の拠点を有機的に結び、面的な拡がりを持った緑のネットワークを形成することにより、都市ビジョンに掲げる『水と緑が魅せる心豊かな庭園都市』の実現を目指します。

■ 西川緑道公園



■ 浦安総合公園



水と緑が魅せる心豊かな庭園都市

豊かな水と深い緑という本市の特性をいかし、そこに暮らす人々が美しく心輝いていく都市を創造していきます。

【緑の保全及び緑化の基本方針】

◆ 緑の拠点をつくる（緑の創出）

- ・都市や地区の核となる緑や、個性豊かで特色ある公園緑地整備を推進します。
- ・都市部のスプロール化や農村部の宅地化の進行に伴い、身近な緑が不足している地区では、身近に自然とふれあい、潤いとやすらぎを実感できるように、地区中心部にボリュームある緑を配置し、緑化に努めます。
- ・市内を縦横に走る河川、水路、道路などの带状の緑化を推進します。
- ・豊かな水環境をいかし、自然の生態系や景観に配慮しながら、市民が身近に憩い親しむことのできる良好な水辺空間づくりを推進します。

◆ 基盤となる緑をまもる（緑の保全）

- ・市街地周辺に位置し、本市の景観を育み見守ってきた丘陵地や山地部の森林等を保全・活用します。
- ・水路、湖沼、池などの水辺の水質保全対策や自然環境の保全・復元、親水空間の整備を図ります。
- ・森林法、農地法、自然公園法などの関係法令の運用、開発行為の適正な規制、自然環境配慮ガイドラインによる誘導や市民、事業者、行政の協働による自然環境保全活動により、森林、里山、田園、河川、海岸など自然環境の保全と再生を図ります。

◆ 身近な緑を増やす（緑化の推進）

- ・公共公益施設の緑化、商工業地・民有地等の緑化を推進します。
- ・庭先や建物の壁面、屋上などを利用して積極的な緑化を推進し、都市環境の保全や温暖化抑制を図ります。
- ・災害等の避難地としての配置も考慮した緑地や公園の整備を行います。

■ 壁面緑化の事例(フォーラムシティビル)



◆ みんなで緑を育てる（参加・協働）

- ・市民、事業者、行政が一体となった組織づくりや人材育成、緑化普及活動を通じて、市民協働で建築物や民有地の緑化を進めます。
- ・豊かな自然に市民が身近にふれあえる機会を増やすとともに、緑に関する情報を広く市民に提供し、緑に対する理解を得ながら市民協働の緑化を推進します。
- ・基金・助成制度等を充実させ、市民活動を支えます。

■ ボランティア・ロードとなっている柳川交差点の緑化の状況



(2)緑の保全及び緑化の施策展開

緑の保全及び緑化の基本方針を踏まえ、緑の将来像の実現に向けた施策を展開します。

緑の創出

うるおいのある快適な生活環境や良好な都市景観の形成、コミュニティーの醸成や健康づくりの場、災害時の避難地の確保などの役割を持つ、街区公園や近隣公園などの住区基幹公園は、「歩いて行ける身近に利用できる公園」として、市街化区域内に重点的に整備を進めます。

また、総合公園や運動公園といった都市基幹公園は、市民全体に供される休養・運動の場や緑の拠点として、市域全体でバランスのとれた配置とし、灘崎町総合公園や岡山操車場跡地公園（仮称）の整備を促進します。

歴史公園・風致公園などの特殊公園は、自然環境や歴史資源、地域社会との関わり方など、地域の特性に応じた特色ある公園とし、特に、岡山城・後樂園周辺及び操山周辺については、併せて風致地区を指定することにより、後樂園の歴史・文化と自然の調和した風致を維持します。

緑の保全

岡山市の都心を取り囲む形で存在している周辺4山・近郊5山を中心に、市街地近郊の緑地を保全し、有機的な緑のネットワーク化をすることで「おかやまガーデンリング」を形成し、市民の貴重な緑の財産として共有するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全など、地球環境の保全に貢献します。

また、市民の身近な憩いの場、水辺のレクリエーション空間として、旭川、吉井川、百間川等の河川や用水路の一部を都市緑地として位置づけ、自然環境や生態系の保全、親水性の向上を図るとともに、緑のネットワークを形成する緑地として、保全していきます。

緑化の推進

市街地に緑を引き込むネットワークとして重要な役割を果たしている街路樹などの道路緑化、シンボル空間となる駅前広場の緑化、まとまった広さを持つ庁舎や図書館等の公共公益施設の緑化など、効果的な緑の配置と、積極的な緑の充実を図り、都市全体の緑化を推進します。

特に、都心の主要な街路や公園では、景観計画や緑化基金の活用により、市民協働で緑のボリュームアップと質の向上を図り、水と緑の都心回廊づくりを推進し、水と緑にあふれた美しく風格のある都市を形成します。

参加・協働

緑化を積極的かつ計画的に推進していくため、市民、企業、行政の緊密なパートナーシップを形成し、地域の緑化活動の促進、管理・運営体制の構築に取り組みます。

第26回全国都市緑化おかやまフェアの理念を継承し、緑化普及啓発活動や講習会の開催などにより、緑に関する情報提供、人材育成など地域の緑化活動を支援します。

また、建築物の屋上緑化や壁面緑化、道路と接する宅地部分のオープンスペースの確保と敷地内緑化など、民有地の緑化を推進し、市民協働により、緑豊かで魅力的な都市づくりを進めます。

■緑化フェアで「花と緑のテーマ館」となった百花プラザ

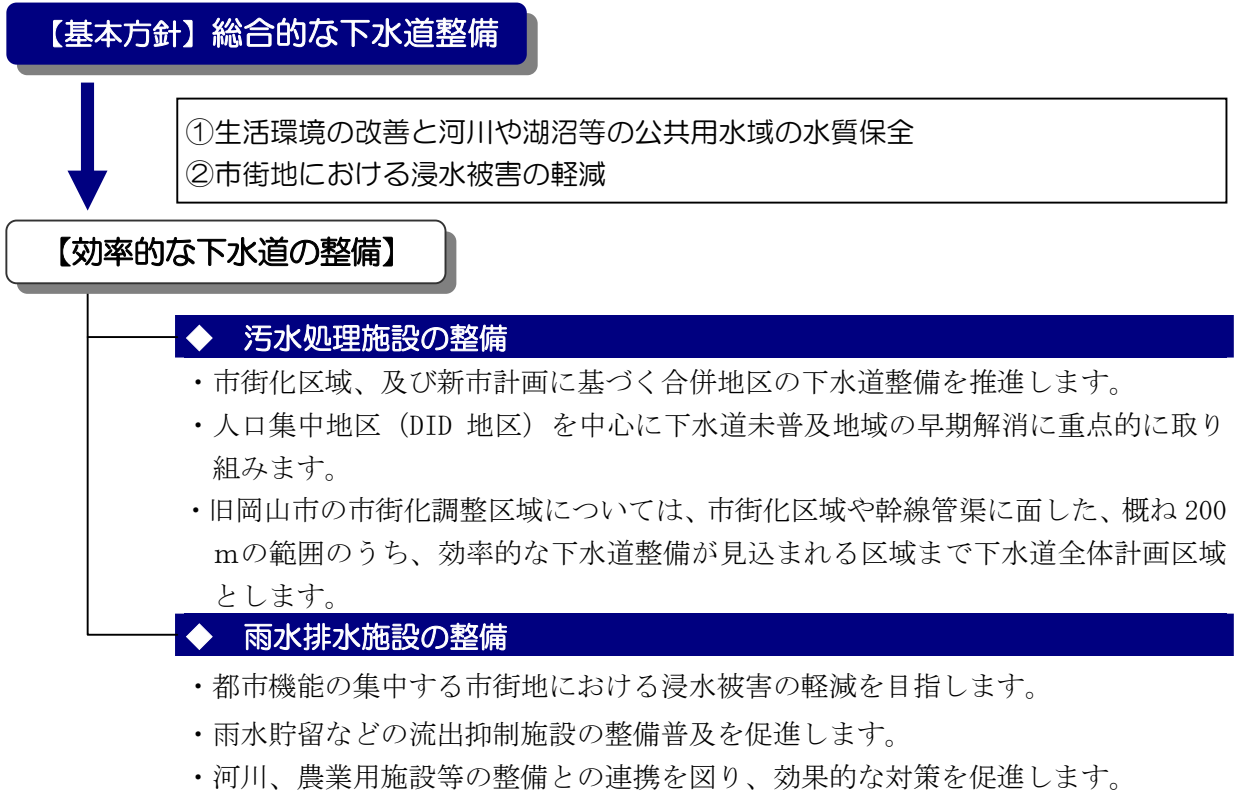


4) その他の都市施設の整備方針

(1) 下水道

公共下水道は、生活環境の改善と河川や湖沼等の公共用水域の水質保全、市街地における浸水防除等、都市活動を支える上で欠かすことのできない都市基盤の一つです。「快適で活力ある暮らしの実現」、次世代に継承すべき「良好な地域環境や水環境を保全・創造」するため、効率的かつ効果的な下水道整備を進めます。

また、公共下水道は、公衆衛生の向上を図り快適な生活環境を確保するための汚水処理施設と、浸水を防除するための雨水排水施設の2つに分けることができます。



① 汚水処理施設

公共下水道は都市計画法上の位置づけから市街化区域を優先して整備していますが、市街化調整区域であっても市街化区域に隣接する人口密度の高い地区や幹線沿いの家屋群など、住民の意向に基づき、整備効率が期待できる地区については、汚水処理の効率性を重視し、公共下水道を整備する地区に組み入れることとし、整備率の向上を目指します。

② 雨水排水施設

南部市街地は低平な地形のため自然排水による雨水排除が困難であり、加えて近年の都市化の進展によって雨水の流出量が増大し、集中豪雨等による浸水被害が発生している地区があります。このような状況を踏まえ、本市においては、安全で快適な都市形成のために雨水管渠、ポンプ場等の整備を進め、浸水被害の軽減を目指します。

さらに市街地では、公共下水道の整備だけでなく、公共施設に加え民間施設や各家庭等に雨水の貯留機能を備えた流出抑制施設の整備普及を促進します。

また、公共下水道と同様に雨水排水を担う河川や農業用施設等の整備との連携を図り、より効果的な対策を促進していきます。

(2)上水道

本市の水道は、水道施設の老朽化による更新、災害対策などの安定性向上とこれらに伴う財政負担などの課題を抱えているところであり、将来に渡って安全安心な水道水を安定的に供給するために、平成28年度までを計画期間とする中期の経営計画「アクアプラン2007」を平成19年に策定し、以下の基本施策を推進することとしています。

なお、アクアプラン2007で掲げた施策の推進にあたっては、個別具体的計画であるアクションプランを策定し、着実に実行していきます。

【基本理念】

ゆるぎない安心と信頼の追求
— 新たな100年に向けての決意

【基本施策の6本柱】

◆ 安全でおいしい水の供給

お客様に安全でおいしい水を供給するため、水源、浄水、配水、給水の各過程での管理、検査体制の向上を目指します。

◆ 信頼性の高い水道システムの確立

計画的に老朽施設を更新するとともに、水需要に応じた施設整備を行い、将来にわたる水道の安定供給を目指します。

◆ 災害に強い水道づくり

管路、施設等の耐震化を進めるとともに、災害発生に備えて復旧体制、給水体制の強化に努めます。

◆ お客様の満足に応える水道づくり

お客様窓口の改善、広報・広聴の充実等、お客様の視点に立ったサービスの提供を推進します。

◆ 行財政改革の推進等による経営基盤の強化

限られた財源を有効に活用し、安定的な事業運営を継続させるため、経費節減等の行財政改革を継続します。また、効率的な事業運営を図るための組織を構築し、原動力となる職員の技術の継承、人材育成に努めます。

◆ 資源循環型の水道システムの構築

水道事業は循環資源である水を利用し、24時間安定供給のために電力等多量のエネルギーを使用しています。地球環境に配慮することは社会的な責務であり、環境保全活動、エネルギーの有効利用等を引き続き実施していきます。

■ 岡山駅東口に設置している水飲み場



(3)河川

本市には県の三大河川である旭川・吉井川をはじめ、百間川、砂川、笹ヶ瀬川、足守川など数多くの河川が、北部の山地・丘陵地から南部に広がる市街地を貫流し、児島湾や児島湖に注いでいます。

これら河川の整備はまだ十分でないものも多く、浸水被害が発生することもあります。しかし、河川整備には長期の時間と多額の費用を要することから、国・県と協力しながら、整備を推進していく必要があります。また、下水道や農業用施設の整備・改修とも連携を図り、総合的な治水対策を推進します。

一方、河川は、治水上の役割だけでなく、市民に潤いと安らぎをもたらすオープンスペース、生物多様性の保全、延焼遮断帯としての防火性等、様々な機能を有しています。水と緑が魅せる心豊かな庭園都市の実現に向けて、身近な水辺空間として、自然の生態系や景観に配慮しながら、市民が憩い楽しむことのできる河川環境の整備と保全に努めます。

■市民の憩いの場となっている百間川河川敷



(4)廃棄物処理施設

①ごみ処理施設

持続可能な資源循環社会の構築に向けて、市民、事業者、行政の協働体制のもと、ごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進します。

市域全体で廃棄物の再資源化を推進し、最終処分場の延命化を図るとともに、ごみ減量化に関する市民の意識啓発を図るため、「岡山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、西部リサイクルプラザの整備を進めます。

②生活排水処理施設

近年の公共下水道の進捗や浄化槽の普及等により、し尿は減少傾向にありますが、今後も合併処理浄化槽からは汚泥の排出が見込まれます。そのため、効率性及び経済性を踏まえて、収集量に応じた適正な処理体制を構築することにより、河川や海域等の公共用水域の水質を保全し、環境衛生の向上に努めます。

(5)その他の施設

市場、と畜場、火葬場などの供給処理施設については、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を形成するため、地区の特性や、将来都市像に応じた適切な規模・配置となるよう、施設の維持と整備を図ります。

また、重要港湾である岡山港は内貿貨物の流通拠点となっており、岡山空港と併せて、輸送力の強化など、更なる物流機能の充実を図ります。流通業務地は、これらの港、空港と連携し、本市の流通機能の向上と道路交通の円滑化を図るため、新たな配置を検討するとともに、既存団地においては、流通の広域化、大量化に伴う物流システムの高度化への対応など、社会経済情勢の変化に対応し、より一層の充実を図ります。

5)市街地整備の方針

(1)市街地整備の基本方針

①市街地整備の課題

岡山市では急速な市街地の進展に対応するため、戦災復興土地区画整理事業をはじめ、市西部を中心とした土地区画整理事業、都心における市街地再開発事業など、新たな市街地の整備や都市機能の更新を進めてきましたが、市街地の中には、未だ老朽化した木造建築物の密集した地域や小規模宅地の点在、低密度な土地利用などが見られ、防災面や効率的な土地利用といった面でまだまだ十分とは言えません。

一方で人口減少時代の到来、少子高齢化の進展、都心の衰退、市民ニーズの多様化など、様々な社会経済情勢の変化に伴い、適切な都市機能の配置と都心の魅力の向上、良好な居住環境の保全、宅地としての需要と供給のバランスなど、新たな課題にも対応した良好な市街地環境の形成が求められています。

②市街地整備の基本方針

こうした課題を踏まえ、これからの都市政策は、量的な拡大を図る「新市街地の整備」から既存ストックを有効に活用して質的な充実を図る「既成市街地の再生」へと方向転換する必要があります。

そのため、既成市街地では、道路や公園、下水道等の都市基盤施設の充実を図るとともに、低未利用地の有効かつ適正な土地利用転換、小規模な宅地の統合化や密集市街地の解消など、都市機能の再編・高度化、都市防災の強化等を図り、併せて都市の緑化や良好な都市景観の創出を進めることにより、社会経済情勢にも対応した持続可能で良好な市街地の再構築を図ります。

また、都市の拠点となる地区においては、適正な都市機能の配置と集積により、計画的な市街地形成を図ります。

都心の活性化

土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、低未利用地の利用転換、小規模な宅地の集約・共同利用、街区の再編による土地の有効・高度利用など、集積効果の高いコンパクトな都心を形成し、再生を図ります。また、地区計画等の活用により、良好な都市環境を備えた市街地の形成に努めます。

密集市街地の解消

木造家屋が密集する市街地では、それぞれの特徴に応じて、住環境改善型・再開発型等その場所や地域にあった方法で解消していきます。住環境改善型では、狭隘道路の拡幅や防災機能をもつ公園等の整備とともに、防災に関する情報提供等を通じて、家屋の耐火・耐震性の向上を促し、安全性の確保を図ります。

魅力的な都市拠点の形成

JR 北長瀬駅を中心とした西部新拠点地区は、特に都市発展の先導的役割を果たす地域として、土地区画整理事業や地区計画等の推進による計画的な土地利用転換を促進します。地区中心に位置する救急医療を担う（仮称）岡山総合医療センターや防災機能と交流機能を備えた公園の整備など、新たな都市機能の集積により魅力的な都市拠点の形成を図ります。

また、西大寺「元気な新拠点」整備では、民間活力による新たなにぎわい機能の創出や、東区役所や消防署などの新たな集積を図ります。

■西部新拠点地区



(2)市街地整備施策の展開

①面的整備の有効活用による市街地の再生

土地区画整理事業の活用

面的なまちづくりの手法である土地区画整理事業は、従来、広範な農地が存在する地域においてスプロール対策や住宅地の供給、公共施設整備を促進するため、主に新市街地の整備手法として行われてきました。

今後は、市民の合意形成のもと、市街化区域内の低未利用地の有効活用や、都心における街区再編型の事業による住環境の整備、都市機能の更新、及び都市防災の強化を目的に推進していきます。

市街地再開発事業の活用

細分化された宅地を統合し、新しく共同化された建物や敷地を整備する市街地再開発事業は、本市では、桃太郎大通りを中心に実施されており、魅力的な商業施設の充実、良質な都市型住宅の供給、公共公益施設の整備とともに、良好な都市景観の創出など、都心の再生に大きく貢献しています。

そのため、市の再開発基本方針や支援制度の見直しを検討することにより、市街地再開発事業の促進に努め、その波及効果を通じて連鎖的に民間主体の都市機能更新を誘導するとともに敷地内の緑化を促進し、土地の合理的かつ健全な高度利用、風格と潤いのある都市景観の創出を推進していきます。

■フォーラムシティビルとリットシティビル



②民間活力の活用と誘導

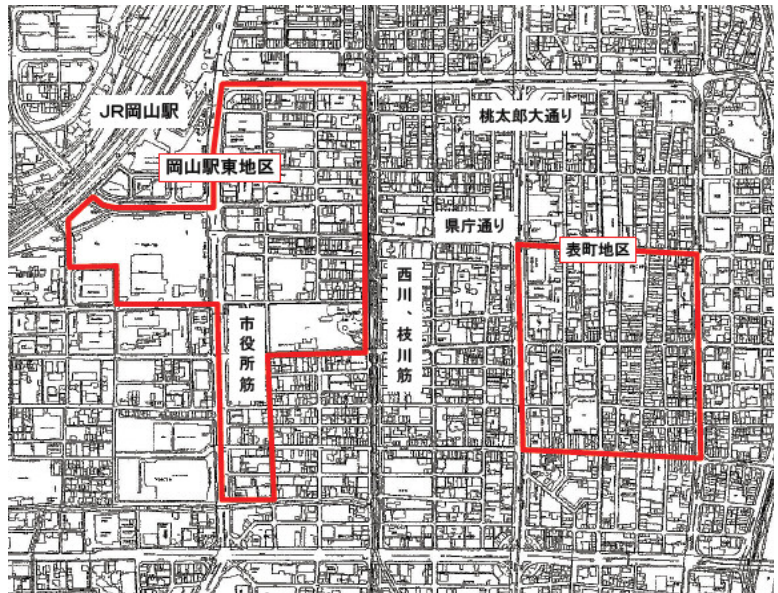
市街地における建築活動の大部分は民間事業によるものであり、公共事業によって都市を更新することには限界があります。そのため、市街地再生の担い手として、民間が持っている資金やノウハウなどの民間活力を最大限発揮しながら着実に都市機能の更新を推進していくことが重要です。一方、行政の役割としては、民間投資を誘発しやすくする都市基盤整備の推進や施策の展開など、民間活力を引き出すための受け皿をつくる必要があります。

都市再生緊急整備地域

都市再生緊急整備地域において行われる民間の都市開発については、一定の条件のもと、民間開発への金融支援や、都市再生特別地区を都市計画に定めることによる建築制限の緩和など、優遇措置が受けられます。

岡山市では、岡山駅東・表町地域（A=47ha）が指定されていることから、この措置を有効に活用し、民間の都市開発促進を誘発させ、都心の再生につなげていきます。

■都市再生緊急整備地域図



③住民主体による良好な市街地の形成と保全

地区計画制度の推進

良好で魅力的な市街地の形成と保全を図るため、地区住民主体のもと、多様な地区計画制度を活用し、地区単位で道路、公園等の配置や規模、建物等の用途制限などのきめ細かなルールを定め、良好な住環境の確保や都市機能の更新など、その地区にふさわしいまちづくりを進めます。

■地区計画によるまちなみ(アエル東ヶ丘地区)



6)住宅の整備方針

(1)住宅政策の基本方針

①住宅政策の課題

住宅・住環境を取り巻く社会経済情勢は、都市化社会から都市型社会への転換、少子・高齢化の急速な進展、環境問題の深刻化、安全・安心なまちづくりへの対応、財政的制約の高まり、国際化、情報化等により大きな変革期を迎え、新しいライフスタイルや多様なニーズに対応できる「質」を重視した住宅政策への転換が求められています。岡山市においても、地域特性や住宅事情等に基づき多様なニーズに対応した住宅政策を推進することが必要となっており、特に、安全・安心をキーワードにした住まい・まちづくりや、都心居住の推進による都心の活性化などを重点的に取り組んでいく必要があります。

そのため、岡山市住宅基本計画に基づき、岡山市にふさわしい「住まい」や「住まうこと」のあり方の実現に向けて、市民・民間事業者・行政が一体となって取り組んでいきます。

②住宅政策の基本理念と目標

◆住宅政策の基本理念

市民一人ひとりにはそれぞれに異なった環境や事情を持ち、それに伴って多様な居住ニーズを抱えています。また、同じ人でも、年齢やその時点の状況によって、ニーズは変わってきます。したがって、市民一人ひとりが、自ら持つ多種多様な居住ニーズやライフスタイル及びその時のライフステージに見合った自らの「住」を選択し、実現することができる住まい・まちづくりを考えていく必要があります。

一方、政令指定都市となった岡山市にとって、都市としての発展や地域全体の活力を維持していくことは必要不可欠です。それは、岡山市が県都として、さらには中四国地方における広域交流拠点都市として、より広域的な振興を牽引していく役割を担っていかなければならないということに他なりません。岡山市が岡山市らしく持続的な発展を目指していくには、地域社会に直接的に影響を及ぼす少子化対策や超高齢社会対策といった緊急かつ重大な社会的要請へ対応していく必要があります。

また、岡山市の広い市域の中には、その地域ごとに、過去から連続と受け継がれている、住まいのかたちや住まい方のかたちがあります。そういった歴史や伝統を今一度検証し、未来へと受け継いでいくことが、岡山市の都市としての魅力や潜在力を高め、ひいては市外や県外から、さらには日本国外からも人を呼び込むことにつながり、市民全てにとって、住みやすく、また誇りに思えるような住環境の実現へと近づく道だと言えます。

このような観点から、これからの岡山市における「住まい」のあり方の基本的な考え方を以下のように基本理念として設定します。

【基本理念】

多様な居住ニーズ、ライフスタイル及びライフステージに対応した住生活と、岡山の歴史・文化を守り、創り、そこに住む人の暮らしの視点に根ざした住環境を実現し、現在と未来に誇れる岡山の暮らしを創出する。

■おかやまインターパークス

(都心での共同住宅・福祉施設等の複合施設)



■山あいの集落地(足守地区)



◆住宅政策の目標

基本理念を踏まえ、岡山市らしい「住まい」のあり方を岡山市に住む全ての市民が実現していくための基本目標を次の4つに設定します。

1. 良質な住宅ストックの形成

量から質への転換を踏まえ、多様な居住ニーズに対応し、自分らしい生き方を実現するための生活の場としての「住」の選択肢を増やしていくために、良質な住宅ストックの形成を目指します。

2. 安全・安心な住まいづくり

災害や犯罪に強く、また社会的な理由で「住」の選択肢が少ないいわゆる住宅困窮者をはじめとするあらゆる市民にとって、安心・安全に生活を送ることができる住まいづくりを目指します。

3. 住環境を意識したまちづくり

都市の構成要素である住宅とその周辺環境を一体的に考え、景観的な視点も加えた上で、住みやすく暮らしやすい、地球環境にもやさしいまちづくりを目指します。

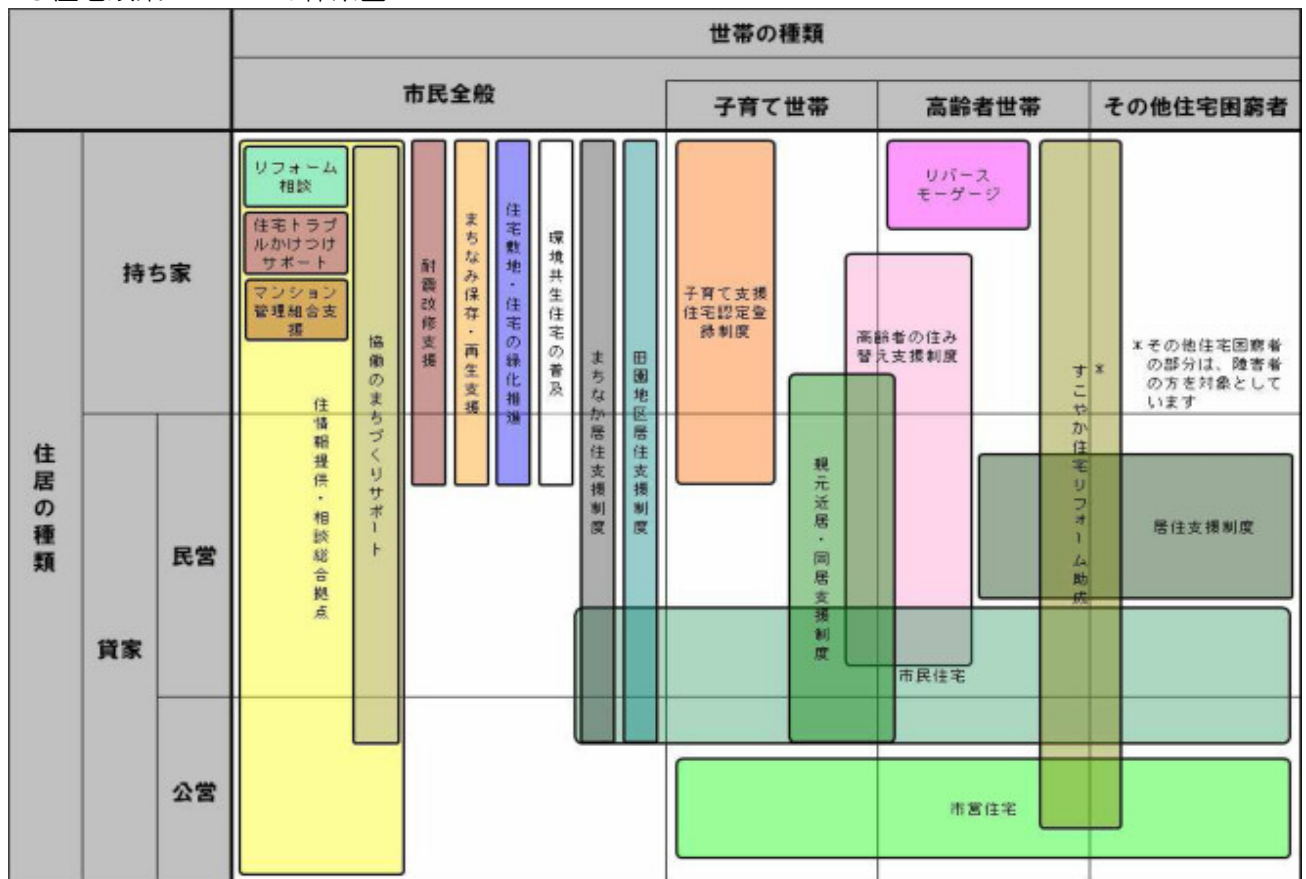
4. 地域の特色にあった住まい・まちづくり

岡山市の顔である都心の活性化方策の一つとしての都心における居住機能の再生強化や、歴史的・伝統的な街並みを持つ地区の維持保全、豊かな自然環境にマッチングした住宅の整備など、地域の特色にあった住まい・まちづくりを目指します。

(2)住宅政策の体系と展開

住宅政策は様々な制度や事業等と連携を図りながら、基本目標に応じて、重点的かつ効果的に進めていきます。

●住宅政策メニューの体系図



また、社会的要請や政策的課題に柔軟に対応していくため、公営住宅を補完し、岡山市の実情にあった独自の基準により、市民住宅（民間事業者が運営する賃貸住宅）を誘導することで、住のセーフティネット機能の強化を図ります。

平成23年度は市民住宅の一類型として、地域優良賃貸住宅制度（高齢者型）を創設し、高齢者の居住の安定確保と都心の活性化のため、高齢者への生活支援施設やサービス提供と併せた優良賃貸住宅を都心重点整備エリアに整備供給していくことを支援しています。今後も、都心部の魅力と賑わいの創出に向け、住宅、都市、商業、福祉など各政策を組み合わせた総合的な取り組みを推進していきます。

■市営芳田住宅団地



●事業中の主な住宅施策

施策名	施策の概要	施策内容の例
市営住宅	住宅に困窮する低所得者に対して、国の補助を受けて低廉な家賃で賃貸する公営住宅法による住宅	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の既存ストックの現況を整理、分析して、条件の整ったところから順次建て替えを実施する 建て替えと同時に、運用面の改善（定期借家制度の導入等）を図る
市民住宅	市営住宅を補完し、社会的要請や政策的課題に柔軟にかつ時宜にあった対応を行う岡山市の実情に合った独自の基準による方法	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の建て替え時に用地を高度利用化することによって生じた余剰地に民間事業者による賃貸住宅供給を誘導するなど 状況によって入居者に対し、家賃助成等の支援を行う
まちなか居住支援制度	まちなか居住人口増加による都心の活性化を目的として、まちなか居住を希望する人への支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> 市民住宅の供給誘導 民間住宅の該当物件の情報提供
耐震改修支援	新耐震基準(昭和56年6月1日施行)より前に建設された木造戸建住宅の耐震対策の支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断や補強計画、耐震改修にかかる費用の一部を助成する
住宅敷地・住宅の緑化推進	まちの景観への貢献、環境負荷の軽減を目的に住宅敷地及び住宅そのものに対する緑化の推進を支援する	<ul style="list-style-type: none"> 屋上緑化、壁面緑化、敷地内緑化への助成 緑化推進のための啓蒙
協働のまちづくりサポート	地域住民が主体で行うまちづくりに対し、助言やコーディネイトによる支援や、まちづくり活動の活性化の支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> 出前まちづくり講座 コーディネーター、ファシリテーター派遣

7) 都市環境形成の方針

(1) 都市環境形成の基本方針

① 目指す環境像

本市は都市的利便性と自然の豊かさを享受できる恵まれた環境を有していますが、確実に進行する少子・高齢化に伴う生活スタイルの変化や、事業活動、都市構造の変化までを含め、新たな社会のあり方を再設計することが課題となっています。

そのためには、百間川の築造や広大な干拓地の造成など、自然をよく知り、環境と共生しながら都市を築き上げてきた先人からの知恵と伝統を今一度振り返り、次世代へと発展させていく「環境と共生する先進的な都市づくり」を目指すことが求められます。

そして、物の豊かさから心の豊かさへと人々の価値観が変化していく中で、人と人とのふれあいや自然とのかかわりを通じて、人々がいきいきと楽しみながら真の幸せを感じられる都市をつくっていくことが必要です。

さらに、地球温暖化対策を始めとする環境問題への取り組みが地球規模で求められており、市民一人ひとりが地球上の一員として、地球環境に対する価値観を共有し、自ら実践していくことがより一層必要となっています。

こうした点を踏まえ、本市では、自然とのふれあいを通じて、市民一人ひとりが心の豊かさを感じながら、みんなで協働して次世代へ継承していく、環境と共生する先進的な都市づくりに取り組んでいくこととし、目指す環境像を次のとおり設定します。

【岡山市が目指す環境像】

みんなで創り育てる 水と緑の環境先進都市 おかやま

■ 公園愛護委員会による清掃等の状況



② 環境目標

環境目標とは、岡山市が目指す環境像を、より具体的な実現すべき目標像として示したものであり、今後、環境に関する取り組みや施策を実行した成果として実現する、環境の具体的な状態を表現したものです。

本市では、「水と緑に囲まれた快適な都市環境が実現しているまち」「豊かな自然環境と共生した暮らしが実現しているまち」「安全な生活環境と循環型社会が実現しているまち」「地球にやさしい活動と市民・事業者・行政の協働が実現しているまち」を環境目標に掲げ、目指す環境像の実現に向けて取り組んでいくこととします。

水と緑の環境先進都市

自然とのふれあいを通じて、市民一人ひとりが心の豊かさを感じながら、みんなで協働して次世代へ継承していく、環境と共生する先進的な都市づくり

環境目標1 水と緑に囲まれた快適な都市環境が実現しているまち

本市は、おかやまガーデンリングに示すように、市街地を取り囲む山林・丘陵地、河川、豊かな田園地帯が存在しており、豊かな自然に囲まれています。

市街地内においても、岡山城と日本三名園の一つである後樂園、旭川・西川など水と緑の豊かな景観や、古代吉備文化の時代から連綿と続く歴史・文化など、これらを活かしたまちづくりが進められているところです。

こうしたことから、市街地内の水と緑の保全・創出、地域の歴史・文化資源の活用を進めるとともに、誰もが安全で快適に利用できる空間を整備し、そこで暮らす人たちも訪れた人たちも、うるおいとやすらぎを実感できる良好な都市環境の実現を目指します。

2 豊かな自然環境と共生した暮らしが実現しているまち

本市は、市域の8割近くが森林、農地、河川、池沼等の自然的土地利用となっており、希少野生生物も含め、多様な生きものの生息・生育地となっています。

しかしながら、都市化の進行等により、生息・生育環境が失われつつあり、野生生物の減少、絶滅が危惧されています。これらの豊かな自然環境は市民共有の財産であり、これらを守り、次世代へと継承していくことは、私たちの使命といえます。

こうしたことから、多様な生物の生息・生育地である自然環境を保全し、野生生物を適切に保護・管理するとともに、市民が自然の重要性について再認識できるよう、自然と親しむことのできる場所や機会を創出し、自然環境と共生した暮らしの実現を目指します。

3 安全な生活環境と循環型社会が実現しているまち

市民が安心して日常生活を送るためには、安全かつ快適な生活環境が確保され、健康が守られていることが前提となります。

従来からの産業型の公害に加え、ライフスタイルの変化に伴い家庭生活等に起因する家庭部門の公害も増加傾向にあります。その他にも交通公害や廃棄物問題、中でも水環境の保全については、市民の関心も高くなっています。

また、本市ではごみの減量化・リサイクルの推進に積極的に取り組んでおり、家庭ごみは減少傾向となっていますが、一方で事業系ごみについては不法投棄等が課題となっています。

こうしたことから、公害の防止、ごみの減量化と再資源化に取り組むとともに、「水」の大切さを再認識し、安全で良好な生活環境の確保と循環型社会の実現を目指します。

4 地球にやさしい活動と市民・事業者・行政の協働が実現しているまち

地球温暖化対策の推進のためには、基礎自治体である市に加えて市民の協力や事業者の参画が不可欠です。既に本市では、NPOと協力して取り組む市民共同発電事業の実施や、各種の補助事業等を通じて、市民・事業者の新エネルギー導入、省エネルギーへの転換を推進しています。

また、岡山ESDプロジェクトでは、ESDの取り組みを行っている関係機関等との連携を強化するとともに、岡山市環境パートナーシップ事業を推進し、市民や事業者の環境保全活動をサポートするなど、環境活動を支援する体制を整えています。

こうしたことから、私たち一人ひとりが責任を持ち、市民・行政・事業者が連携し、環境保全行動に取り組むことにより、持続可能な社会の実現を目指します。

(2)都市環境形成施策の展開

①水と緑に囲まれた快適な都市環境が実現しているまち

◆水と緑の潤いあるまち

旭川、西川・枝川緑道、岡山城・後楽園、操山など市街地内にある豊かな水と緑は、本市を印象づける都市の個性となっています。水と緑の豊かさを実感でき、魅力ある都心を創造していくため、良好な緑の保全、計画的な緑のボリュームアップや市民協働による都市内緑化などにより、政令指定都市として風格あるまちなかの緑を創出していきます。

また、旭川、吉井川、笹ヶ瀬川、百間川などの河川、用水路、児島湖などの豊かな水環境を活かし、より一層快適な都市環境が形成されるように、身近に憩い楽しむことのできる水と緑のプロムナードづくりを進めます。

■壁面緑化による新たな自然空間の創出



◆安全で快適に通行できるまち

誰もが安全で快適に通行できる都市環境を創出するため、今後も歩行空間や自転車走行空間整備、既設歩道のバリアフリー化等に取り組み、歩行者や自転車が安全・安心で円滑に通行できる空間の形成に取り組みます。特に、都心は多くの人々がにぎわい、歩いて楽しい空間として、回遊性を高めていきます。

また、たばこの吸殻やごみのポイ捨てがなく、まちのごみ清掃が行われている美しいまちとして、歩いて快適な環境づくりを目指します。

◆歴史・文化にふれる美しいまち

西川・枝川緑道公園や後楽園、旭川、桃太郎大通りなど貴重な資源を活かし、景観計画や景観条例に基づく総合的な景観形成を図るとともに、地域の特性を活かしながら、美しく風格のある都市景観を形成していきます。

また、古代吉備の昔から積み重ねられてきた貴重な歴史・文化遺産の保存・継承と積極的な活用を図ります。さらに、近年は明治～昭和初期の建造物や土木構造物、近代産業遺産や歴史的なまちなみ等の文化的景観について、文化財としての保護・保存の要望が高まっており、伝統芸能や地域それぞれの伝統文化などとともに守り、確かな形として後世に引き継いでいきます。

■津山往来のまちなみ（建部地区）



②豊かな自然環境と共生した暮らしが実現しているまち

◆豊かな自然環境を守り育てる

本市の有する豊かな水、森林、農地等の緑は、水源の涵養、二酸化炭素の吸収、土砂流出の防止、温度調整、レクリエーション等の公益的機能を有する、市民共有のかけがえのない資産です。

豊かな自然環境と共生した暮らしを実現するため、恵まれた水、緑の恵みに感謝し、水辺、森林、農地の恩恵を将来にわたり享受していくことのできる環境を守り育てていきます。

◆多様な生きものをつなぐを大切にす

本市では、古くから先人たちが農林業を通じて人為的に自然と関わることで、自然の生態系のバランスが保たれ、多様で豊かな野生生物が生息・生育する環境が維持されてきました。

このように、本市の生物多様性は大きな特徴の一つとなっており、今後も多様な生きものをつなぐを大切にしながら、希少な野生生物とその生息・生育環境を守り育てていきます。また、これらの生息・生育環境を保全するため、関連機関や隣接自治体と連携した適切な管理や保護対策を進めます。

◆自然とふれあい、親しむ

本市には、操山や、日応寺自然の森、たけべの森、貝殻山市民憩いの森などの森林、旭川・吉井川などの河川、ため池など、都市の身近に多様な自然があり、日常的に自然とふれあうことができることが魅力の一つとなっています。

この豊かな森林、里山、水辺などの自然と人との良好な関係を継続していくため、幼少期から自然とふれあい、野外レクリエーションに親しみ、命の大切さを学びながら、心身のリフレッシュができるような環境づくりやふれあい機会の創出を進めます。

■親水性護岸の整備されたため池



③安全な生活環境と循環型社会が実現しているまち

◆きれいな水環境、健全な水環境にする

豊かな水資源に恵まれた本市において、美しく健全な水環境を実現していくために、家庭、工場・事業者における水質汚濁防止対策を充実させることにより、水環境にやさしいライフスタイル、ビジネススタイルを構築し、市民生活や事業活動での定着を図っていきます。

また、水資源を大切に使い有効に活用していくために、市民生活や事業活動での水の利用の仕方を見直し、節水や水の再利用・水循環を推進していきます。

◆ごみ減量化と資源化に取り組む

ごみの減量化や資源化を図るためには、物が生産され、ごみとなって処理されるまでの過程で、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を進めていく必要があります。

長く使うことができるものを選び、大切に使い、地域の中で融通しあうなど、限りある資源を大切に使い、廃棄物を出さないようなライフスタイル等への積極的な転換を図ります。

◆安全で快適な生活環境を守る

すべての市民が安全で快適な生活環境を享受するため、工場・事業場などの発生源対策の徹底や、自動車による環境負荷の低減対策を進め、大気汚染や騒音・振動・悪臭など市民生活に影響を与える様々な環境負荷の低減を図ります。大気や自動車以外にも、市民生活に密接に関わる日照や電波の障害、風害などの防止対策を充実していきます。

また、人の健康や生態系に悪影響を及ぼす恐れのあるダイオキシンやアスベストなど、有害化学物質については、排出規制や除去など適正管理を促進し、環境汚染の未然防止に努めます。

◆減災と環境被害防止に取り組む

東日本大震災では、地震災害の恐ろしさを再認識するとともに、これを教訓として、自然災害に備えた社会基盤の早急な整備が求められています。加えて、地球温暖化の影響により、今後増大するといわれている高潮や浸水、豪雨等への適応策を進めていくことも必要です。

こうした防災面の課題や近年の災害発生状況等を踏まえ、自然災害を出来る限り軽減できるまちづくり・仕組みづくりを進めていくとともに、環境被害の防止に向け、地域の防災面での課題等の情報提供や防災知識の普及啓発を通じ、希薄になりがちな危機管理意識・連帯意識の向上について、個人個人が日常から取り組み、備えていくことが重要です。

④地球にやさしい活動と市民・事業者・行政の協働が実現しているまち

◆暮らしと産業の低炭素化に取り組む

本市の二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量は増加傾向にあり、特に民生業務・家庭、運輸部門で増加傾向にあります。温室効果ガスの排出には、電力消費が大きく関係しており、排出量を削減するためには省エネルギー化の取り組みが不可欠です。

地球温暖化の進行、エネルギー資源の枯渇などの従来からの問題に加え、東日本大震災後の原子力発電所の事故など、今後のエネルギー施策は抜本的な見直しが必要になっています。

現在、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの創出が期待されており、産業、業務、家庭のあらゆる活動部門において、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的な利用を促進し、低炭素型のビジネススタイルやライフスタイルの実践に結び付けていきます。

■市庁舎太陽光発電システム



◆低炭素型まちづくりを進める

低炭素型まちづくりの実現に向けて、高次な都市機能が集約された都心、日常生活サービスの拠点となる地域拠点等を中心に、土地利用・市街地整備と交通施策を推進し、エネルギー効率の高い建物やまちづくりを進めます。

また、本市の交通体系は、岡山市都市交通戦略に示すように、温室効果ガス排出割合の高い、自動車交通に依存した交通体系から「人と環境にやさしい、アクセス性に優れた公共交通中心の交通体系」を目指すこととし、低炭素化に向けて、交通施設整備だけでなく、エコドライブ、都心へのマイカー規制、次世代自動車の普及などソフト対策を併せて充実していきます。

◆環境教育・環境学習に取り組む

本市は、国連大学から世界最初の「ESDの地域拠点」の一つとして認定されており、必要な情報提供、活動の支援と連携・交流、人材育成などESD活動の推進に取り組んでおり、環境教育・環境学習の推進も活動の一環として取り組んでいます。

今後もESD推進の拠点として、より一層機能を強化していくため、推進組織やネットワークの強化を図っていきます。

また、地域におけるESD活動のけん引役を発掘し、専門的な知識を身につけ、指導・実践していく人材を育成し、地域におけるESD活動のすそ野を拡大していくことを目指すとともに、国際協力支援、国際貢献にも力を入れ、国際交流を通じて国内外に岡山市独自の先進的なESDの取り組みをアピールできるよう取り組んでいきます。

◆協働して環境保全に取り組む

環境保全の取り組みには、市民一人ひとりが身近な環境の重要性を認識し、自らのライフスタイル等を見直すことが必要で、その一つひとつの活動をつなぎ、その輪を広げていくことが大切です。

そのため、まず行政が率先して環境問題に取り組み、市民・事業者の環境保全意識を高めるとともに、環境保全活動を促す場や機会を提供し、支援していく必要があります。

また、本市の豊富な人材、企業、大学の集積を活かし、独自に進めてきた環境パートナーシップ事業をより充実させることにより、市民・事業者・行政の協働体制を強化していきます。

さらに、各主体が主体的に活動できるよう、充実した環境情報の提供を進めるとともに、海外諸都市などとの交流、連携を通じて国際的視野での環境保全活動を推進していきます。

8)都市景観形成の方針

めざす都市像「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」の実現に向けて、多様で豊かな環境を活かし、水と緑にあふれた美しく風格のある都市づくりを進めます。

(1)景観形成の基本方針

①岡山市の景観特性

岡山市の景観は、広大な市域の中で、起伏に富んだ豊かな自然や、先人が築いた歴史・文化を背景に、多様で個性ある姿を見せています。こうした貴重な岡山市の景観は、「緑」「水」「農」「歴史」「都(まち)」の5つの「原風景」が調和することにより、魅力ある景観が形成されていると言えます。

《緑の原風景》



市街地の北部・南部を取り囲み、背景となっている緑をはじめ、身近な里山や市街地内の緑が岡山市の景観を特徴づけています。

《水の原風景》



旭川・吉井川・笹ヶ瀬川の三大河川やその支流、農業用水路などが豊かな水をたたえ、岡山を象徴する景観となっています。

《農の原風景》



水田と農家集落が織りなす田園景観をはじめ、山間部の棚田、特産の果樹園、広大な干拓地など、自然と暮らしが一体となった特徴ある農の景観が展開しています。

《歴史の原風景》



岡山城・後樂園の城下町を代表する景観や歴史のロマンを感じさせる吉備路の景観、地域に残る歴史・文化的遺構は岡山の個性を際立たせるシンボルとなっています。

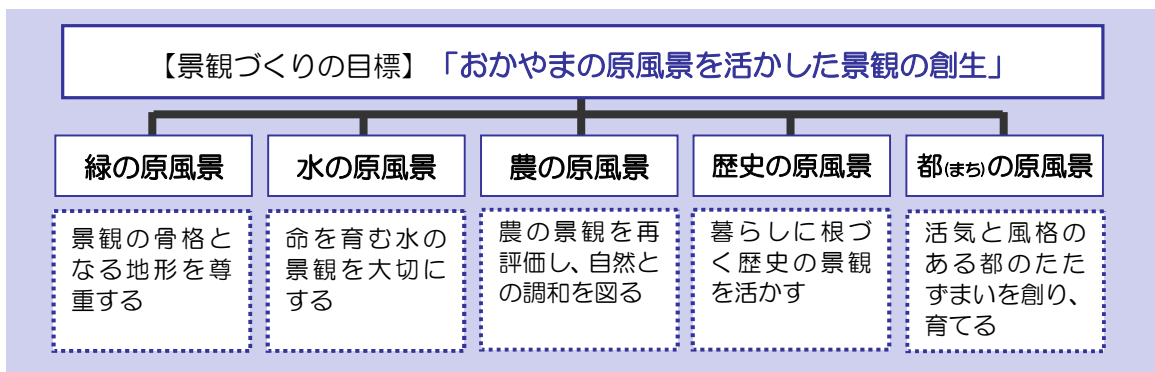
《都(まち)の原風景》



都は人々が幾世代にもわたり営々と築き上げた空間であり、都市活動の場、集住の場として活気に満ちています。風格と賑わい、潤いと人間味あふれる都市景観を形成します。

②景観づくりの基本的な考え方

これまで創りあげられた「原風景」にみがきをかけ、新たなる時代に対応した魅力ある「景観」を創造し、未来に引き継いでいくため、市・市民・事業者等がともに目指すべき景観づくりの目標を次のとおり設定します。



(2)景観形成施策の展開

岡山市の景観づくりは景観の骨格づくりである広域的景観形成と市民主体の景観まちづくりである地域的景観形成の両面から取り組みます。

①広域的景観形成の施策

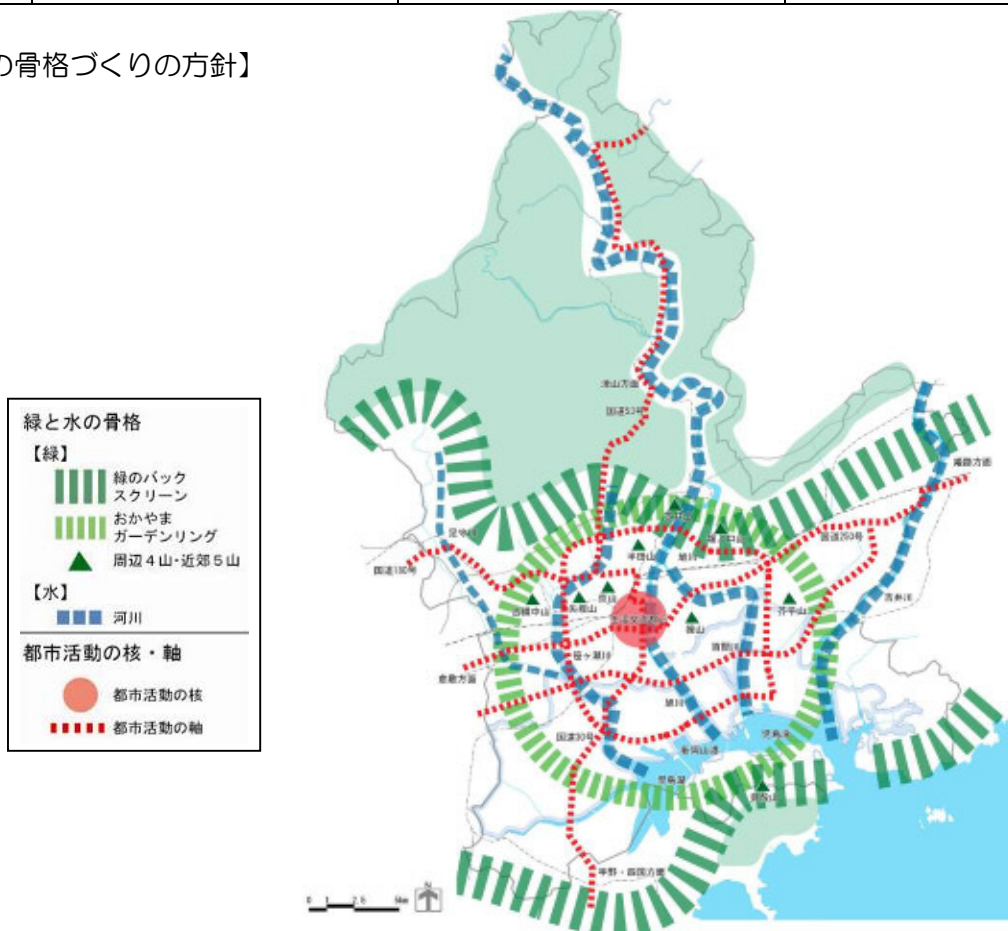
◆広域的景観形成の方針

誰もがイメージできる景観の骨格づくり

岡山市の景観の骨格をなす山、川、道路、都心の大通りなどの景観を整え、誰もが思い浮かべる都市・岡山のイメージを創りあげていきます。

<p>緑と水の骨格を 際立たせる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○岡山の景観を育んできた山林の緑を保全する ○周辺4山・近郊5山のシンボル景観を保全する ○吉井川・旭川・笹ヶ瀬川の河川空間を活かす 	 <p>緑の骨格をなす金山、笠井山</p>	 <p>水の骨格をなす旭川の清流</p>
<p>都市活動の核と軸の演出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○都心地区において、風格と賑わいを備えた魅力ある都市景観を形成する ○幹線道路沿道において、個性と魅力ある沿道景観を形成する 	 <p>風格と賑わいある都心景観</p>	 <p>軸となる幹線道路</p>

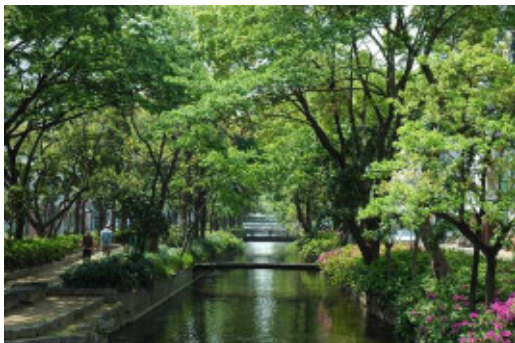
【景観の骨格づくりの方針】



◆広域的景観形成の取り組み

◇水の骨格づくり、緑の骨格づくり

・広域的なつながりで市内を取り囲む水の景観、緑の景観は、岡山の景観構造の軸となり、骨格を形成するものです。こうした水と緑の景観を守り、育て、際立たせることにより、岡山市の都市のイメージを創りあげていきます。



緑豊かな親水空間



市街地を取り囲む緑の景観

◇都心における街並み景観づくり

・都心は岡山を代表する都市の顔となります。このため、都心の主要な街路沿いについて、景観形成重点地区、景観重要公共施設や屋外広告物モデル地区の指定により、沿道の建築物、屋外広告物等の配置、形態、意匠や、敷地内あるいは屋上などの緑化等の規制誘導を行い、都心軸にふさわしい風格と統一感のある景観の形成を図ります。



壁面後退と緑化によるゆとりある空間



広告付きバス停

◇後楽園の背景保全

・歴史的・文化的に優れた景観を有する後楽園の借景・背景に及ぼす影響をできるだけ軽減するため、景観形成重点地区の指定により、一定規模以上の建築物等の形態・意匠について規制誘導を行い、後楽園からの良好な眺望景観を保全・形成します。



後楽園



後楽園から操山への眺望

◇都市活動軸における街路景観づくり

・幹線道路沿道の魅力的な景観の形成に向けて、沿道の建築物や屋外広告物等の形態・意匠の適切な誘導を図ります。あわせて、街路樹の整備・保全や無電柱化の推進等による良好な公共空間の形成により、都市活動の軸としてふさわしい沿道景観を創出し、都市のイメージの明確化・向上を図ります。



良好な街路景観の誘導



緑豊かな街路景観

◇大規模行為の規制誘導

・周辺の景観に大きな影響を与える一定規模以上の建築、開発などの行為について、「原風景」を活かし、地域の特性に調和した景観を創出するよう規制誘導を行います。

②地域的景観形成の施策

◆地域的景観形成の方針

市民協働による景観資源を活かした景観まちづくり

多様な個性を持つそれぞれの地域において、地域住民主体のもと、特徴ある景観資源を守り、育て、生活の中に活かすことで、市民がいきいきと暮らせる景観まちづくりを推進します。

◆地域的景観形成の取り組み

◇市民協働による景観まちづくり

地域の歴史的・文化的特性を生かした魅力ある街なみを形成するため、地域のまちづくりを進める上での基本的なルールとなるまちづくり協定が定められた区域において、街並みとの調和に配慮した建築物等の修景整備を支援します。

◇景観まちづくりの支援

シンポジウムの開催等を通じて、おかやまの景観の魅力を再発見・再認識し、景観まちづくりへの気運を高めるとともに、市民・事業者・行政による景観まちづくりへの意識高揚・啓発を図ります。

◇地域の魅力となる景観資源の保全・活用

ゆとりと潤いのあるまちづくりをめざして、景観条例に基づき、魅力あるまちづくりに貢献している建造物などを表彰します。また、地域の良好な景観形成に重要な役割を果たす一定の建造物を景観重要建造物に指定する等、地域の魅力となる景観資源の積極的な保全、活用を図ります。



木下利玄生家(景観重要建造物指定第1号)

9)都市防災の方針

(1)都市防災の基本方針

①都市防災の課題

岡山市の市街地は、高度成長期以降から人口、都市機能の集積が進み、都市化が急速に進展してきましたが、急激な市街化に伴い、農地の減少や森林開発等による保水・遊水機能の低下、急傾斜地・低平地等への居住地の拡大など、内水氾濫等の都市水害及び山・崖崩れ等の土砂災害の危険性が增大しています。さらに、近年ではゲリラ豪雨の頻発による浸水被害も懸念されています。

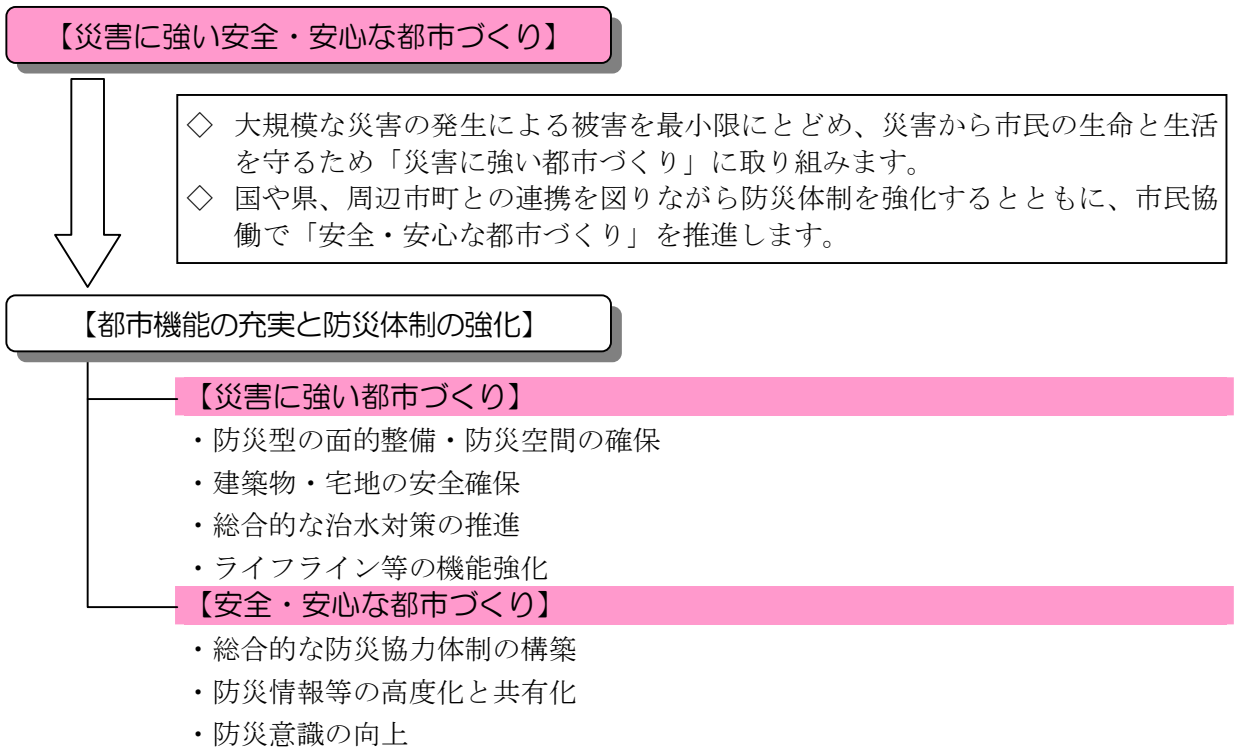
また、都心等では、木造建築物の更新停滞やオープンスペースの不足により、災害による被害の大規模化が想定されるなど、様々な防災上の課題が顕在化しています。

一方で、都市化の進行とともに、ライフスタイルの多様化や地域での隣保共助意識が低下する傾向にあり、効果的に防災活動を行うためには、防災意識の普及向上と防災体制の強化がますます重要となってきています。

②都市防災の基本方針

岡山市地域防災計画に基づき、災害（震災、風水害、土砂災害、高潮その他異常な自然現象または火災による被害）を未然に防止または抑制し、災害の発生による被害を最小限にとどめ、災害から市民の生命と生活を守るため、「災害に強い都市づくり」に取り組みます。

また、国や県、周辺市町との連携を図りながら防災体制を強化するとともに、防災活動が効果的に行われるよう、地域住民による自主防災活動の促進、地域防災力の向上を図り、市民協働で「安全・安心な都市づくり」を推進します。



(2)都市防災施策の展開

①災害に強い都市づくり

都市への人口・資産の集中、市街地の拡大、中枢管理機能の集積などにより、多様化する都市災害に対して、都市計画、都市施設の整備等を国、県、防災関係機関が一体となって総合的かつ計画的に推進し、災害に強い市街地の形成を図ります。

◆防災型の面的整備・防災空間の確保

道路や橋梁等は、市民の日常生活及び物資流通等の都市生活を支える基盤であるとともに、災害時には延焼遮断帯として、また、避難・消防・救助等、防災対策上の重要な施設となります。そのため、災害時にはその機能を十分発揮できるよう、耐震化や沿道緑化等に配慮します。また公園や緑地等は、都市における貴重なオープンスペースであるとともに、災害時には延焼防止や避難場所など、防災活動の拠点として、防災上重要な役割を持っているため、整備にあたっては、良好な都市環境の形成とともに、防災機能の充実に努め、防災空間の確保を図ります。

市街化区域においては、防災効果の高い土地区画整理事業や市街地再開発事業及び、公共施設の整備等により、計画的に都市の防災化を推進します。

◆建築物・宅地の安全確保

建築物の用途や形態の集団的な規制、建築物の耐火・防火構造など、地域特性を明確にした土地利用を秩序づけ、適正な都市の防災化を図ります。特に、大規模高層建築物や不特定多数の人が利用する建築物、災害時において防災機関・避難所・救急医療等の機能を担う防災上重要な建築物（学校や社会福祉施設・病院・庁舎等）については、一層の耐震化を図ります。

木造建築物が密集する市街地などでは、建築物・住宅の不燃化や狭隘道路の拡幅など、防災性の向上を図り、建築物・住宅の安全を確保します。商業系の用途地域については、防火・準防火地域の指定に努め、市街地の耐火性の向上を図ります。

また、急傾斜地など崩壊の危険が高い地区では、崩壊防止対策を行い、安全の確保を図り、「災害に強い都市づくり」を推進します。

◆総合的な治水対策の推進

本市では歴史的に農業用に干拓した南部低平地に市街地が広がったため、市街地の中を用水路が網の目のように存在しています。用水路はかんがい期には水位が高いため、少しの降雨でも浸水被害が発生するところもあり、近年では、ゲリラ豪雨等による浸水被害も懸念されています。

こうした浸水被害を防止・抑制するためには、国・県・市・住民がハード・ソフトを含めた流域全体の治水対策に取り組む必要があります。

河川改修や、下水道、排水機場などの治水施設の整備を促進するとともに、農業用施設などについても整備・改修を図ります。加えて、市街地での雨水貯留施設の確保などによる流出抑制や、地下空間への浸水防止対策なども必要です。

また、開発に伴い必要とされる調整池等を設置し、流出抑制を行うとともに、市街化調整区域における無秩序な開発の抑制により、農地や山林などの持つ保水機能を維持することが必要です。併せて、水防時には地域住民と行政が役割分担の上、水防活動に取り組むことができるよう、防災情報の的確な提供に努めるとともに、平時から防災意識の向上に取り組みます。

◆ライフライン等の機能強化

災害時、都市機能が麻痺しないよう、都市生活の根幹をなすライフラインや防災活動の拠点施設の安定的な整備・管理を図ります。また、水道、電気、ガス、通信等の共同溝化とともに、医療器材、仮設トイレ、非常用食料等の備蓄や緊急時給水拠点の整備など、災害時の応急復旧体制の確立を促進し、ライフライン等の機能強化を図ります。

②安全・安心な都市づくり

都市基盤や防災空間の整備とともに、都市の不燃化を計画的に推進し、「災害に強い安全・安心な都市づくり」を推進するためには、市をはじめとする防災関連機関と地域住民等が一体となり、総合的な防災体制を確立し、災害予防、災害応急活動を行うことが不可欠です。

そのため、防災情報基盤の高度化などとともに、市民等の防災意識の向上と情報の共有化に努め、市民の誰もが安全・安心して暮らせる都市の形成を図ります。

◆総合的な防災協力体制の構築

被害の発生に対して、国や県、防災関係機関等と連携を図りながら、被害状況の正確な把握と迅速かつ的確な対応、市民等への情報提供などを行うとともに、必要に応じて県内外への応援要請、受入、指揮命令などの広域応援体制を整備し、有効かつ的確な対応について明確化を図り、広域的・総合的な防災体制を確立します。

また各地域において、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を促進し、防災活動が迅速かつ効果的に行われるよう協力体制を確立します。

◆防災情報等の高度化と共有化

防災情報システムの構築により、降雨・洪水・地震等の状況や予測、被害状況などの災害情報を収集・把握し、的確に対応するとともに、迅速に市民や関係機関に提供して情報の共有化を図ります。

また、浸水想定区域、避難経路・避難場所等を記載した洪水ハザードマップ等の周知を図り、警戒避難体制の充実・強化に努めます。

◆防災意識の向上

災害の未然防止または災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるためには、自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、連携していく必要があります。特に「自らの安全は自らが守る」といった自助の考え方が防災の基本となることから、市民一人ひとりが平素から災害について正しい認識を持ち、災害から自らの生命、身体、財産を守るための最小限の知識を備えておくことが重要です。

また、消防防災センターに設置され、浸水想定区域や避難場所等を知ることのできる消防ヘリコプター「ももたろう」のシミュレーターによる操縦体験を活用するなど、様々な広報媒体を活用し、情報提供を行っていくとともに、出前講座や防災まちづくり学校の開催、学校教育等の活用により、防災意識の向上を図ります。

■岡山市西消防署・消防防災センター



■消防防災センター展示場



第5章 都市計画の推進方策

1. 市民協働のまちづくり

高度化・多様化する市民ニーズに応じて、きめ細かなまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりがまちづくりへの認識を深め、計画や事業のあらゆる段階で積極的に参画し、市民、NPO、大学、地域組織など様々な組織と行政が、ともにまちづくりの担い手として、主体的にその役割を果たし、パートナーシップのもと、互いに連携・協働しあう、「市民協働のまちづくり」を進めていくことが必要です。

例えば、西川緑道公園界隈では、市民から提案された様々な事業を実施するため、提案者、地元の方々、岡山市が一体となった組織「西川緑道公園活用事業協議会」をつくり、市民協働による西川魅力にぎわい創出事業を始めたところ、この事業がきっかけとなり、若い商業者の方たちが連携して、新しいにぎわいづくりイベントを始めるなど、まちづくり活動が広がりをを見せてきているところであり、今後、こうした市民、NPO、地域等が主体となった様々なまちづくりが各地において広がっていくことが望まれます。

そうしたことから、広報紙やパンフレット、インターネット、メディア等の多様な広報媒体を積極的に活用し、市民が必要とする適切な情報の提供に努めるとともに、パブリックコメントなど、まちづくりにおける市民の積極的な参画やその活動を支援・促進し、市民の意見やニーズが市政に反映できる仕組みづくりを一層進めることにより、市民と行政の緊密な信頼関係を構築します。

2. 都市計画事業の推進

マスタープランに描かれた、本市の望ましい都市像を実現するため、合意形成のもと、都市計画による「規制手法」及び「事業手法」の連携を図りながら、適正な土地利用を誘導し、都市計画事業を推進します。

都市の基盤整備にあたっては、都市施設（道路、公園、下水道等）の整備や市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）などの都市計画事業を計画的・効率的に推進し、その事業効果を通じて、魅力的な商業・業務施設の集積や良質な都市型住宅の供給など、民間主体の都市活動等を相乗的に誘導し、戦略的な都市整備を実施します。

なお、事業の具体化においては、財政的制約の高まりの中で、既存の都市ストックを有効に活用し、費用対効果を十分に分析して、重点化・効率化を図るとともに、都市再生の担い手として、民間活力を有効に活用します。また、整備された都市施設等の機能を最大限に発揮するには、整備後のソフト面での管理、運営が重要なことから、計画段階からハード・ソフトの両面で十分な連携を図ります。

3. マスタープランの見直し

マスタープランにおいては、平成23年（2011年）を初年度とし、長期的視点に立って21世紀中頃の都市の将来像を展望した上で、概ね15年後の平成37年（2025年）を中期的な都市づくりの目標年次としています。

そのため、計画の実現に向けた進行管理体制（PDCAサイクル）を確立し、都市づくりの目標の実現に向け、進捗状況を管理・評価します。また、その結果、マスタープランの見直しを行う必要が生じた場合は、都市ビジョン、岡山県南広域都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（岡山県策定）などの上位計画と整合を図りながら、社会経済情勢の変化に応じて、市民参画のもと、適切に対応します。

◆成果指標

都市づくりの目標の実現に向け、以下の成果指標について、進捗状況を管理・評価していきます。

①中四国の交流拠点を目指した都市づくり

成果指標 の名称	基準値	目標値		単位	目標設定の考え方	資料
		27年度	37年度			
都心人口	49.3 (H22)	49.7	53.4	千人	高度に集積した都市基盤をいかし、人口増を目指す	国勢調査人口 都心(P25参照)における人口 ※都市ビジョンの目標値
都心部の 使用 容積率	171 (H18)	185	200	%	再開発支援制度等の充実により、耐火性・耐震性に優れた建築物への更新と高度利用の促進を図る	都市計画基礎調査 重点整備エリア(P25参照)において使用されている容積率

②各地域の拠点を中心としたコンパクトで機能的な都市づくり

成果指標 の名称	基準値	目標値		単位	目標設定の考え方	資料
		27年度	37年度			
市街化 区域内の 人口比率	80.5 (H17)	81.5	82.0	%	無秩序な市街地の拡大を抑制し、集約的な土地利用を推進し、82%を目指す	国勢調査人口 市街化区域内人口の全市人口に占める割合 ※都市ビジョンの目標値

③水と緑にあふれた安全で暮らしやすい都市づくり

成果指標 の名称	基準値	目標値		単位	目標設定の考え方	資料
		27年度	37年度			
西川・ 枝川緑道 公園の 利用者数	605 (H19)	750	780	人	リニューアルにより西川・枝川緑道公園の魅力を高め、1日あたりの利用者の30%増加を目指す	担当課調べ 西川・枝川緑道公園の1日あたりの通行者数調査(野殿橋付近) ※都市ビジョンの目標値
緑の ボリューム アップ	— (H21)	42,000	60,000 (H30)	本	平成21年度から10年間で、公共空間を中心に6万本を植樹し、緑化の推進を図る	担当課調べ 公共空間に植樹した高木、低木の木数
汚水処理 人口 普及率	77.2 (H22)	81.0	90.0	%	水環境の保全と快適生活環境の実現のため、効率的な整備手法により汚水処理人口普及率90%を目指す	担当課調べ 「公共下水道+農業集落排水+コミュニティプラント+合併処理浄化槽」による処理人口/住民基本台帳人口

④誰もが移動しやすい都市づくり

成果指標 の名称	基準値	目標値		単位	目標設定の考え方	資料
		27年度	37年度			
岡山駅の 乗降客数	11.6 (H22)	12.5	13.0	万人	中四国の交通結節点である岡山駅の機能強化を図り、交流人口増加と公共交通への転換を目指す	JR西日本 1日あたりの岡山駅の乗車人員×2 ※都市交通戦略の目標値
乗合バス 輸送人員	25.1 (H22)	微増	30.0	百万人	自動車利用からバスへの転換に向け、各種取り組みを推進することにより、10年前(平成12年)の乗合バス輸送人員の水準を目指す	中国バス協会 市内の主要バス事業者(5者)の年間輸送人員の合計
外環状線 中環状線 の供用率	外環状 30 (H21)	—	50 (H30)	%	国等と連携し、環状道路の整備を促進することにより、渋滞の緩和を図る	担当課調べ 外・中環状線の延長に対する供用済(暫定供用含む)延長の割合 ※岡山市みちづくり計画の目標値
	中環状 88 (H21)	—	96 (H30)			

⑤市民主体の都市づくり

成果指標 の名称	基準値	目標値		単位	目標設定の考え方	資料
		27年度	37年度			
地区計画 の決定 地区数	18 (H23)	22	32	地区	市民協働のまちづくり手法である地区計画を活用し、年間1地区を目標に地域の実情に応じた個性的で魅力的なまちづくりを推進する	都市計画課調べ 市内における地区計画の決定地区数

参 考 资 料

1. マスタープラン策定経過

	岡山市都市計画審議会	庁 内	市議会	市民意見の反映
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月 ・都市計画審議会（マスタープラン(案)の策定について諮問) ● 1月 ・策定懇談会^{注1)} ● 3月 ・都市計画審議会（素案(都市づくりの目標まで)の審議) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1月 ・幹事会^{注3)} ・協議会^{注4)} 	<ul style="list-style-type: none"> ● 11月 ・市議会建設委員会（概要・策定スケジュール等の報告) ● 2月 ・市議会建設委員会（素案(都市づくりの目標まで)の審議) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 8月 ・マスタープラン部会^{注2)} ● 11月 ・マスタープラン部会 ● 12月 ・都市計画審議会（素案(全体)の審議) ● 3月 ・都市計画審議会（マスタープラン(案)の策定について答申) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 8月 ・担当者会議^{注5)} ● 10月 ・担当者会議 ● 11月 ・幹事会 ・協議会 ● 3月 ・マスタープラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 8月 ・市議会建設委員会（素案(将来都市構造まで)の審議) ● 11月 ・市議会建設委員会（素案(全体)の審議) ● 2月 ・市議会建設委員会（パブリックコメント等の結果報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1月 ・パブリックコメントの実施 ● 2月 ・意見交換会（ワークショップ)の開催 ・公聴会の開催

- 注1) 都市計画審議会への諮問を受け、会長の提案により設置。都市計画審議会委員の内、学識経験の委員により構成
- 注2) 岡山市都市計画審議会条例、及び同施行規則の改正に伴い、策定懇談会をマスタープラン部会へ移行
- 注3) 岡山市都市計画方針検討協議会設置要綱に基づき、関係課長により組織
- 注4) 同要綱に基づき、局長級職員により組織
- 注5) 同要綱に基づき、都市整備局、企画局、経済局等の関係課の担当者により組織

■ワークショップの様子



◆岡山市都市計画審議会 委員名簿（敬称略・五十音順）

学識経験のある者（7人）	あべ ひろふみ ◎ 阿部 宏史	岡山大学大学院教授
	くろだ えいざぶろう ○ 黒田 栄三郎	岡山市第四農業委員会会長（～平成23年6月） 岡山市第一農業委員会会長（平成23年7月～）
	ごとう ちえ ○ 後藤 千絵	岡山弁護士会弁護士
	たにくち みかこ ○ 谷口 美香子	ノートルダム清心女子大学講師（～平成23年5月）
	たなみ ひさえ ○ 田並 尚恵	川崎医療福祉大学准教授（平成23年6月～）
	にしもと ひろこ ○ 西本 ひろこ	岡山商工会議所女性会副会長
	ふじわら たけし ○ 藤原 健史	岡山大学大学院教授
	やまもと さちこ ○ 山本 幸子	岡山県建築士会顧問
市議会議員（7人）	ますなが いちろう 升永 市郎	(～平成23年4月)
	なかはら よしこ 中原 淑子	
	はば よりさぶろう 羽場 頼三郎	
	はやし じゆん 林 潤	
	ひがしはら とおる 東原 透	
	みやけ かずよし 三宅 員義	
	よしもと けんじ 吉本 賢二	
	あかぎ かずお 赤木 一雄	(平成23年5月～)
	あずま つよし 東 毅	
	おにき のぞみ 鬼木 のぞみ	
	ささき りょう 佐々木 龍	
	にしま のぶひと 二嶋 宣人	
はやし としひろ 林 敏宏		
関係行政機関若しくは岡山県の職員又は岡山市の住民（6人）	かつやま たつろう 勝山 達郎	農林水産省中国四国農政局長（～平成23年3月）
	くにひろ まこと 國弘 実	(平成23年4月～)
	ふくだ いさお 福田 功	国土交通省中国地方整備局長（～平成23年9月）
	とだ かずひこ 戸田 和彦	(平成23年10月～)
	まつむら まこと 松村 誠	岡山県警察本部交通部長（～平成23年2月）
	たかい ひでき 高井 秀樹	(平成23年3月～平成24年3月)
	のがみ みきお 野上 幹夫	(平成24年3月～)
	こまつばら みちこ 小松原 道子	市民
	さとう ひさこ 佐藤 久子	
とくだ きょうこ 徳田 恭子		

○：マスタープラン部会メンバー

◎：審議会会長、兼マスタープラン部会部会長

2.岡山市都市計画審議会条例・同規則

◆岡山市都市計画審議会条例

平成12年3月22日 市条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第3項の規定に基づき、岡山市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者 7人以内

(2) 市議会議員 7人以内

(3) 関係行政機関若しくは岡山県の職員又は岡山市の住民 6人以内

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に、会長を置き、学識経験のある者として任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 関係行政機関の職員又は岡山県の職員のうちから任命された委員に事故があるときは、当該委員が指名する当該行政機関又は岡山県の職員が、当該委員に代わって会議に出席し、議決に加わることができる。

5 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会に事故があるとき又は欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

6 部会の調査審議が終了したときは、部会長は、その結果を審議会に報告しなければならない。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年市条例第 34 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

◆岡山市都市計画審議会条例施行規則

平成 12 年 3 月 22 日 市規則第 45 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、岡山市都市計画審議会条例（平成 12 年市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、岡山市都市計画審議会の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第 2 条 会長（部会にあつては、部会長。以下同じ。）が会議を招集するときは、会議の日の 3 日前までに日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。ただし、緊急をやむを得ない場合は、この限りでない。

（会議の非公開）

第 3 条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、会議を公開しないことを出席委員の過半数をもって決定したときは、この限りでない。

- （1）岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 33 号）第 5 条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審査する場合
 - （2）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事進行に著しい支障を生ずると認められる場合
- 2 公開されない会議の議事録は、公表しない。

（議場における秩序の維持）

第 4 条 会議中における発言は、すべて議長の許可を受けなければならない。

- 2 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、会議を閉じ、又は中止することができる。

（代理出席）

第 5 条 条例第 5 条第 4 項の規定により関係行政機関又は岡山県の職員のうちから任命された委員の代理の職員が出席する場合には、当該委員は代理出席届（別記様式）を会長に提出しなければならない。

（議事録の作成）

第 6 条 会長は、会議が終了したときは議事録を作成し、会長の指名した委員 2 人の署名を受けるものとする。

（傍聴）

第 7 条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、議長の許可を受けなければならない。

- 2 傍聴人は、傍聴席においては、会議の言論に対する賛否の表明、拍手、私語、談笑等会議の妨げとなるような行為をしてはならない。

（その他）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会及び部会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年市規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年市規則第 24 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

3.岡山市都市計画方針検討協議会設置要綱

◆岡山市都市計画方針検討協議会設置要綱

平成22年6月22日 岡山市訓令甲第57号

(設置)

第1条 岡山市の都市計画に関する基本的な方針及び岡山県南広域都市計画の見直しに伴う岡山市全体の区域区分等を検討するため、岡山市都市計画方針検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討・協議する。

- (1) 都市計画マスタープラン(都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針をいう。)に関すること。
- (2) 区域区分の全体的な見直しに関すること。
- (3) 用途地域の全体的な見直しに関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長とし、会務を総理する。
- 3 副会長は、副市長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てるほか、別表第2に掲げる者に委嘱する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。

(幹事会)

第5条 協議会の担当事務に関する個別的事項を検討するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。
- 3 代表幹事は、都市計画課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第3に掲げる者をもって充てるほか、別表第4に掲げる者に委嘱する。
- 5 幹事会の会議は、代表幹事が必要と認めたときに招集する。
- 6 幹事は、所属する局、区又は室における担当事務に関する事項の調査及び連絡調整を行う。
- 7 代表幹事及び幹事は、必要があるときは関係職員に対し資料を提出させ、又はその説明を求めることができる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要に応じて協議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会及び幹事会の庶務は、都市計画課において行う。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 岡山市市街化区域等設定連絡協議会規程(昭和44年市訓令甲第15号)は、廃止する。

附 則(平成23年7月29日岡山市訓令甲第84号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

行政改革担当局長	安全・安心ネットワーク担当局長	総務局長	企画局長	新市建設計画推進担当局長	財政局長	市民局長	市民局人権担当局長	北区長	中区長	東区長	南区長
保健福祉局長	保健福祉局こども・子育て担当局長	環境局長	経済局長	都市整備局長	下水道局長	会計管理者	消防局長	秘書広報室長			

別表第2(第3条関係)

水道事業管理者 病院事業管理者 市場事業管理者 第一農業委員会担当局長 第二農業委員会担当局長 教育長

別表第3(第5条関係)

ネットワーク担当課長 企画総務・調査担当課長 政策企画調整担当課長 事業企画調整担当課長 新市建設計画推進担当課長 区政推進課長 北区役所総務・地域振興課長 中区役所総務・地域振興課長 東区役所総務・地域振興課長 南区役所総務・地域振興課長 保健福祉企画総務課長 環境保全課長 経済企画総務課長 産業課長 企業立地推進課長 農林水産課長 農村整備課長 都市企画総務課長 街路交通課長 区画整理課長 公園緑地課長 庭園都市推進課長 道路計画課長 河川港湾課長 建築指導課長 開発指導課長 住宅課長 下水道経営計画課長

別表第4(第5条関係)

水道局企画総務課長 消防局消防企画総務課長 第一農業委員会事務局長 第二農業委員会事務局長 教育委員会事務局教育企画総務課長

4. 関連用語集

あ行

アスベスト

かんらん石や輝石などが、地中で変化し、繊維状に結晶した鉱石で、建材、電気製品、自動車部品などに広く利用されていたが、この粉じんが、呼吸器障害や肺がんなどの原因となることが認められており、平成元年に特定粉じん指定され、工場などからの排出が規制された。

ESD

ESDは、Education for Sustainable Development(持続可能な開発のための教育)の略。世界中のすべての人々が将来の世代にわたって安心して暮らせる社会を実現するために、必要な知識や能力などを育成するための教育のこと。

インフラ

ダム・道路・鉄道・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、および学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設など、生産や生活の基盤を形成する構造物のこと。インフラストラクチャーの略。

雨水貯留施設

市街地への雨水流出の減少を図るとともに、雨水を利用するために、雨水を貯留しておく施設のこと。

エコドライブ

円滑な発進・加減速、定速走行、停車時のエンジン停止(アイドリングストップ)など、環境に配慮した運転方法のこと。比較的容易にできる環境対策の一つであるだけでなく、無駄な燃料消費を少なくすることができる。

NPO

民間非営利公益活動団体を示す Non-Profit-Organization の略で、特定非営利活動促進法に基づき法人格を与えられて活動している団体のこと。

LRT

Light Rail Transit の略で、低床式車両の活用や軌道・電停の改良を進めた次世代型路面電車システムのこと。乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有するとともに、近年、道路交通を補完する人と環境に優しい公共交通として再評価されている。

岡山カルチャーゾーン

岡山城、後樂園を始め、美術館など歴史・文化施設が集積する地域のこと。

岡山市農業振興ビジョン

都市ビジョンの内容に沿って、「魅力ある農業」を展開していくための農業振興戦略として、平成21年3月に策定している。

岡山市産業振興ビジョン

都市ビジョンの「岡山の強みをいかした産業を広げる」という都市づくりの基本方向に沿って、持続可能で力強い経済基盤を構築していくための産業振興の指針として、平成23年3月に策定している。

岡山市緑の基本計画

緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を計画的かつ効果的に展開していくためのガイドラインとして、平成13年11月に策定している。

岡山市交通基本計画

公共交通の利便性の向上や、道路渋滞の緩和などの課題に対応し、交通体系を整備していくための方向性及び具体的施策を示すことを目的として、平成13年に策定している。

岡山市景観基本計画

景観特性から導き出される、緑・水・農・歴史・都を5つの「原風景」とし、「岡山の原風景を活かした景観の創生」を景観づくりの目標として、平成19年12月に策定している。

オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、建物によって覆われていない土地や敷地内の空地の総称。

温室効果ガス

赤外線を吸収し再放出する気体で、京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

か行

開発許可制度

無秩序な市街化を防止するため、計画的な市街化を促進すべき市街化区域と、原則として市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域に区分した目的を担保することに加え、必要な公共施設の整備を義務付けるなど、良質な宅地水準を確保することを目的とした制度であり、市街化区域においては1,000㎡以上、市街化調整区域においては全ての開発行為について原則として許可を要することとなっている。

環境被害

事故災害だけでなく、風水害や地震等の自

然災害など、防災計画で想定する災害により、被害が発生する恐れの高い火薬類、有毒ガス等の危険物施設等や、浸水、土砂災害等の危険性が高い箇所等での二次被害も含めた、想定される環境上の様々な被害のこと。

グローバルゲートウェイ

世界各国と多方面・多頻度の航路で結ばれた、国際的な規模と機能を有した競争力の高い国際空港、国際港湾をいう。

ゲリラ豪雨

一つの積乱雲が発達して起きるもので、雨域が非常に狭く、短時間で単位時間あたりの降雨量が非常に多い局地的な豪雨のこと。

洪水調整機能

降雨をそのまま一気に流下させるのではなく、一時的に池や土中等に水を溜めて、その後ゆっくりと排水させる機能のこと。

コーディネーター

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる、物事の調整・まとめ役のこと。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域や人々の集団のこと。

コミュニティサイクル

地域内に自転車が借用・返却できるステーションを多数配置し、その自転車を会員が共有して利用する新しい形の公共交通システムのこと。

コミュニティ道路

歩行者等が安全かつ快適に通行できる交通環境を形成するため、歩道幅員の拡大や車道部分をジグザグにするなどして通過交通を抑制し、人と車の共存を図る生活道路として、また地域に親しみとるおいをもたらす道路。

コミュニティプラント

地方公共団体、公社、公団等の公的機関、民間開発者の開発行為による住宅団地等に設置されるし尿と家庭雑排水を処理する施設のうち環境省所管の地域し尿処理施設整備事業により設置される施設のこと。

コンベンション

国内外の人達が特定の目的で集まる会議や見本市、イベントなどの催しのこと。

さ行

再開発事業

市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業のこと。

市街化区域・市街化調整区域

(市街化区域)

既に市街地を形成している区域、または概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、市街地として積極的に整備する区域。

(市街化調整区域)

市街化を抑制すべき区域であり、無秩序な市街地の拡大を防止し、農地や自然環境を保全する区域。

水源涵養

森林などにおいて雨水等を吸収し、水源の枯渇を防ぐこと。

スプロール

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。道路・公園等のオープンスペースが十分に整備されていない状態で市街地が形成されるため、防災上・環境上の問題が生じる。

た行

都市計画区域

自然的・社会的な条件や人口・土地利用等の現況及び推移を勘案した上で、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で、都道府県知事が指定する。

都市計画区域内では、開発許可や建築確認が必要であり、建築基準法の集団規定（用途地域、建ぺい率、容積率、接道義務、日影規制等）も適用される。

都市計画区域マスタープラン

平成 12 年の改正都市計画法で創設された都市計画法第 6 条の 2 に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の別称。

都市計画区域マスタープランは、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針等を定め、都市

計画に定めることとされている。

ダイオキシン

ダイオキシン類は、主に廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成される有機塩素系化合物で、発がん性、生殖毒性、催奇形性などの毒性を有していると指摘されている。分解しにくいために、環境中に微量であるが広く存在している。

大規模集客施設

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場内車券売場、場外車券売場、勝舟投票券発売所、場外勝舟投票券発売所その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 m²を超えるもの。都市計画法では「特定大規模建築物」と定義される。

ターミナル機能

複数の鉄道や多様な交通手段の乗り換え、乗り継ぐ機能のこと。

中山間地域

農林統計に用いる農業地域類型の中間農業地域と山間農業地域の総称。

地理的・社会的条件などが不利なため、人口減少や高齢化が進行している。

電線共同溝

架空の電線類を地中に収容する構造物のこと。従来の CAB 方式に比べ安価でコンパクトになっている。

東海・東南海・南海地震

静岡県御前崎一帯、紀伊半島南東沖、四国沖を主な震源域とする地震で、これまで 100～150 年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いとされている。

都市機能

行政、業務、居住、文化、商業等の機能を持った人々の都市生活を支える各種の施設のこと。

都市基盤

道路、公園、上下水道、鉄道、河川、エネルギー供給施設、通信施設などの生活や産業の基盤となる施設のこと。

都市再生緊急整備地域

都市の再生の拠点として、都市開発事業な

どを通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域であり、「都市再生緊急整備地域を定める政令」で定める地域のこと。

都市再生特別地区

都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、特別の用途、容積、高さ、配列などの建築物の建築を誘導する地区のこと。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩）、それらを活用して道路・公園などの公共施設を整備するとともに、宅地を整形化するなど、土地の区画形質を変更する事業のこと。

トラフィックゾーンシステム

都心部をいくつかの小地区（トラフィックゾーン）に分け、それぞれの地区への自動車の出入りは外周の道路から行い、地区間の移動を制限することによって、地区内を通過する自動車を抑制し、地区内を歩行者優先の区域とするシステム。

トランジット機能

交通ターミナルなどにおいて、鉄道やバス等から、鉄道やバス等へ乗り継ぐ機能のこと。

3R

環境に配慮した循環型社会を形成するための行動様式のひとつで、ごみの発生量を抑制する「発生抑制（Reduce）」、使用済みの製品や部品をそのまま使用する「再使用（Reuse）」、原材料や部品を資源として活用する「再生利用（Recycle）」の頭文字をとって、3Rという。

な行

ニュータウン

都市への人口増加の受け皿として、市街地周辺部に新規に開発された大規模な住宅団地のこと。

は行

バリアフリー

障がいがある人や高齢者が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除く（フリー）こと。物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁など、全

ての障壁を取り除く、という考え方。

ハザードマップ

洪水や津波、土砂災害などの災害発生に備え、被害の予想区域や程度、避難場所などを示した地図のこと。

バスロケーションシステム

主に電波や路上感知器等で個々のバスの位置や速度を捉えることにより、バスの定時性確保や輸送効率の改善に加え、運行情報の提供による使いやすさの向上を目的として導入するシステムのこと。

パートナーシップ

相互に独立した団体及び個人と行政等が、対等の立場で連携、協力して取り組むこと。

ヒートアイランド現象

地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われている都市部において、エネルギー消費などによって、水分の蒸発が妨げられて気温が高くなり、都心部を中心に島のように気温が分布しているためにヒートアイランドという名称が付けられている。

PDCAサイクル

計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Act）に結び付け、その結果を次の計画にいかすプロセスのこと。

ファシリテーター

会議等における進行役のことで、ファシリテーター自身は活動に参加せず、中立的な立場から活動の支援を行う。

ボトルネック

交通路において道路や交差点の構造や車線数が原因で他よりも極端に容量が少ない区間のこと、「瓶の首のように細く、詰まりやすい」という意味が由来である。

ま行

まちづくり三法

平成10年から12年にかけて、中心市街地の活性化等を目的に整備された中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法（大店立地法）、都市計画法の改正法の総称。

平成18年に改正されたまちづくり三法では、10,000㎡を超える大規模集客施設の立地を原則として、商業地域、近隣商業地域、準工業地域に限定している。

モータリゼーション

乗用車が市民に広く普及し、生活必需品化すること。「車社会化」とも表現される。

モビリティ

一人一人の移動や、地域全体の交通流動を意味する。

モビリティマネジメント

渋滞や環境、あるいは個人の健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを「かしこく」使う方向へと自発的に転換することを促す、一般の人々や様々な組織・地域を対象とするコミュニケーションを中心とした持続的な活動のこと。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、国籍などにかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物・製品・サービスなどをデザインする、という考え方。

ら行

ライフライン

電気、上下水道、ガス、電話などの生活を支えるシステムのこと。

庭園都市おかやま



岡山市都市計画マスタープラン
平成 24 年（2012 年）3 月策定
編集・発行 岡山市都市整備局都市計画課
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号
電話：086-803-1372 ファクス：086-803-1741